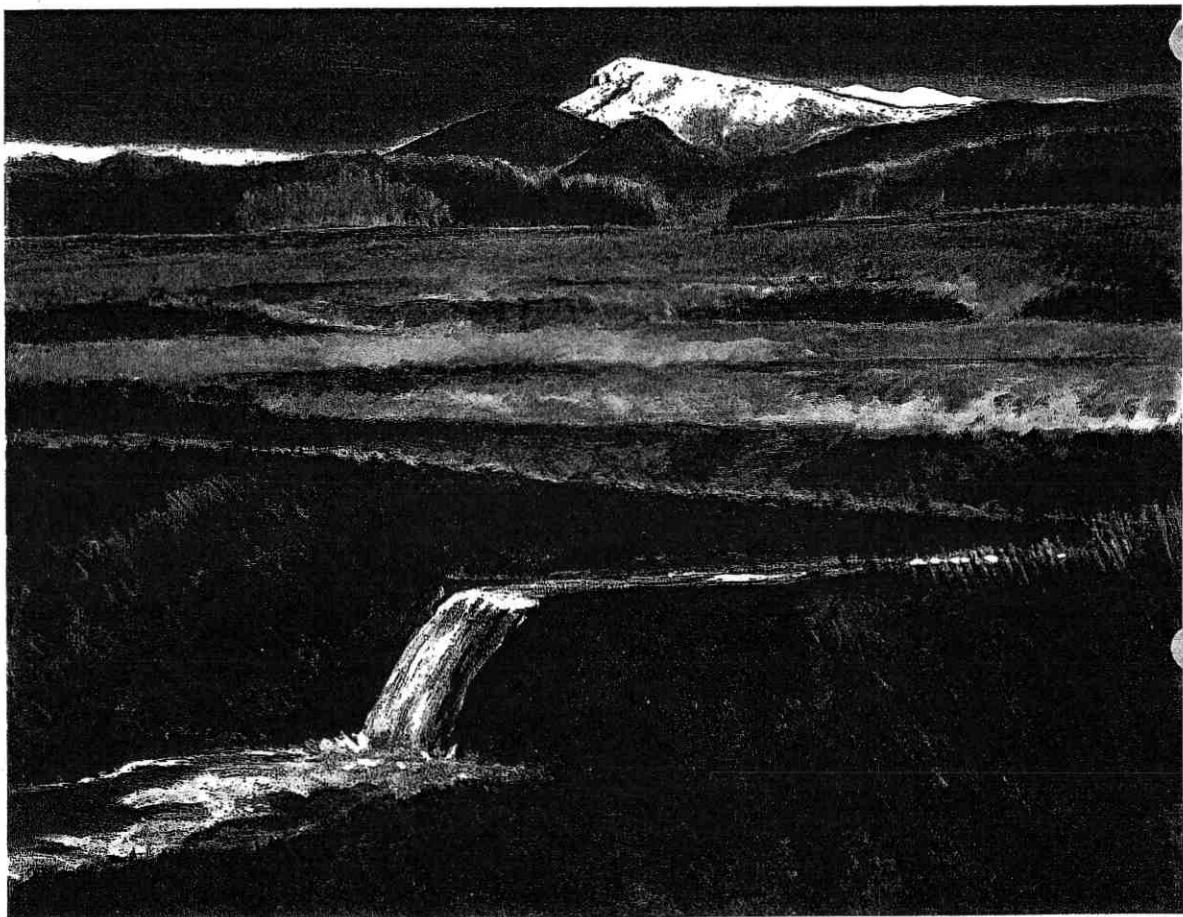


国民と森林

2001年・秋季
第 78 号



国民森林会議

<巻頭言>



山村風景考

若狭久男
(社団法人・全国林業改良普及協会)

森林や林業関係の写真を撮り始めて、すでに四〇年近くなる。北は北海道、南は沖縄の西表まで各地の森林や林業地を訪ね歩き、シャッターを押し続けてきた。最近は、健康上の理由もあって、重い機材を担いで山歩きをしながらの撮影は減ったが、以前から山村風景に魅力を感じていて、折りあることにシャッターを押している。たまたま、知り合いを通じて、長野県・栄村というすばらしいフィールドを紹介してもらうことで、さらにその山村風景の撮影に力が入る昨今である。長年、栄村の撮影を通じて感じたことを紹介することにしよう。

長いはじめは、昭和六二年である。私は、仕事がら、山村風景を見る目は人一倍肥えていると自負しているが、首都圏からわざか三時間たらずのところにこれだけ美しい、絵になる村があるとは思いも及ばなかつた。栄村の風景の魅力をひとことでいえば、「人手の入った里山と田畠、集落の織りなす風景」である。

ところで、わが国は、「世界でも折りの」ところで、わが国は、「世界でも折りの」ところで、わが国は、「世界でも折りの」ところだ。いずれにしても、美しい水田と広葉樹の風景が写真でお見せできないのが残念である。

栄村の里山林は、ブナやコナラなどの天然生の広葉樹が七割を占め、スギ人工林は全体の約三割でしかない。もともと豪雪地帯であることから、スギの大面積造林には向かなかつたことと、広葉樹材を木炭や薪、木工品などに利用していたため、スギ材などの針葉樹材利用の生産システムが発達しにくかつたのである。ただし、まったく植えなかつたということから、良質な水に恵まれ、たいへん美味しい米(コシヒカリ)の生産地として知られる。近年は効率的な米生産が求められ、昔ながらの棚田が、機械を入れやすい圃場へと急速に姿を変えてきている。村の水田の多くは、川沿いか、河岸段丘上や穂やかな山の斜面を切り開くかして設けられている。水田周辺の里山には必ずといってよいほどコナラ、ブナ、カエデ類などが繁っている。化学肥料が普及する以前は、広葉樹林からかき集めた落ち葉を堆肥にし、水田の肥料にしたと聞く。水田と広葉樹林は、切っても切れない関係にわせが、村内どこにでも見られるのもうなづかれたのである。従って、このような組み合

けるところだ。いずれにしても、美しい水田と広葉樹の風景が写真でお見せできないのが残念である。

栄村の里山林は、ブナやコナラなどの天然生の広葉樹が七割を占め、スギ人工林は全体の約三割でしかない。もともと豪雪地帯であることから、スギの大面積造林には向かなかつたことと、広葉樹材を木炭や薪、木工品などに利用していたため、スギ材などの針葉樹材利用の生産システムが発達しにくかつたのである。ただし、まったく植えなかつたということから、良質な水に恵まれ、たいへん美味しい米(コシヒカリ)の生産地として知られる。近年は効率的な米生産が求められ、昔ながらの棚田が、機械を入れやすい圃場へと急速に姿を変えてきている。村の水田の多くは、川沿いか、河岸段丘上や穂やかな山の斜面を切り開くかして設けられている。水田周辺の里山には必ずといってよいほどコナラ、ブナ、カエデ類などが繁っている。化学肥料が普及する以前は、広葉樹林からかき集めた落ち葉を堆肥にし、水田の肥料にしたと聞く。水田と広葉樹林は、切っても切れない関係にわせが、村内どこにでも見られるのもうなづかれたのである。従って、このような組み合

目 次

季刊 国民と森林

No.78 2001年秋季号

卷頭言

山村風景考	若狭 久男 2
森林・林業基本法は「林業の ポツダム宣言受諾！？」	行武 潔 4
ルポ・地方林政が直面するもの	多賀 清雄 8
高知県の取り組み	依光 良三 13
公開講座報告		
森林林業の現状と将来展望	吉田善三郎 16
あなたは林業をやってみたいですか？	元吉 剰人 25
切り抜き森林・林政ジャーナル	 28
アトランダム雑誌切抜き	 30
森林・林業基本法	 63
「森林・林業基本計画」策定に 当たっての提言	 57

表紙の言葉

「河岸段丘一初冬」 F30号

小林金三（札幌在住）

〈秋は暁暁と空に鳴り…〉。高村光太郎の「秋の祈」のぼう頭だ。その冴えわたるひびきは、冬に備えて魂に呼びかける。

光太郎のもう一つに、〈冬が来る、冬が来る、魂をとどろかして、あの強い・鋭い・力の権化の冬が来る〉とある。

ある朝はるかな山頂が白に染められるのを見た瞬間、五体のすみずみまで、覚悟が走る。

白は沈黙を強い、野分は冬に立ち向う魂をゆさぶる。その向うに春を希求してはならない。長い忍従の季節に沈潜する思想を、見据えよ。

目次題字 隅谷三喜男



- 始めていた。例えば、
- ・栄村らしい風景とは、どんな風景なのか。
- ・美しい村の風景は、誰のものか。
- ・誰にでも美しい山村風景、森林風景を見てもらうにはどうしたらよいか。
- ・村の美しい風景を後世に残すため、誰がどのように維持・管理していくか。
- ・地域の仕組みとしてどう対応していくか。
- などなど……
- つい数ヶ月前、長年栄村に通つて親しくなった若手会議員のSさんが、奇しくも「村の

景観を考えよう」という栄村景観研究会を立ち上げたという。地元出身の彼の持論とこれから取り組みを聞き、共感を覚え、村内の風景を撮り続けてきた私の写真を活用してもらおうべく、協力を申し入れた。美しい村の景観を将来に伝えるため、微力ではあるが協力を約束したところである。

電話は飛ぶが、今から一〇年ほど前、アメリカ・ワシントン州のマウントフットを望むグラムクリーク社の森林を視察する機会があった。そこでは、造林後、成林した際の森林景

觀をきちんと計算した上で施業がなされたのである。つまり、植えっぱなしではなく、五〇年後、一〇〇年後の森林景観をきちんとシミュレートして森づくりに取り組んでいたのだ。當時、現場で知ったわが国とアメリカの「森林景観」に対する意識の違いに呆然となつた自分を思い出していた。一〇年後、アメリカの事例のような緻密な取り組みは望むべくもないが、身近な場所でボランティアとして美しい山村の景観作りの手伝いができるとは夢にも思わなかつたのも事実である。

森林・林業基本法は「林業のポツダム宣言受諾!」

行 武 潔

(宮崎大学農学部教授)

はじめに

先日、久々に木材加工業者でかつ林業家の友人に出会った。辛口の理論家でもある彼は開口一番、「今度の森林・林業基本法は、『林業のポツダム宣言受諾』だ」つまり市場原理に基づく自由貿易という名の木材貿易戦争に負け無条件降伏したと嘆いた。三七年振りに改革する森林・林業基本法の基本理念は①「森林の有する多面的機能の発揮」のため、将来にわたって、適正な整備・保全が図られることが必要、②①にかんがみ、高度化・多様化する国民の需要に即した林産物の供給が行われるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、「林業の健全な発展」が図られることが必要、そのため国民の需要に即した林産物の供給と利用促進が図られることが必要、とある。

後退した林業生産

森林の有する多面的機能とは、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保険、地球温暖化の防止、林産物の供給等である。かつての林業基本法の政策目的は、「国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の自然的経済的社会的制約による不利益を補正し、林業総生産の増大を期すとともに、他産業との格差が是正されるように林業生産性の向上を目途として林業の安定的発展を図り、あわせて林業従事者の所得を増大してその経済的社會的地位の向上に資することにあるものとする」であった。今回の基本法は上記のように森林の多面的機能の発揮と称する環境面重視が第一で、木材生産は多面的機能発揮の陰に隠れ、大きく後退してしまったのは否めない。国有林は平成一〇年すでに、かつての独立採算を前提とした特別会計制度から一般会計からの繰り入れを前提とした特別会計に移行、同時に公益的機能を

重視した管理經營への転換を図っている。独立採算の国有林野事業がにっちもさっちも行かなくなつたときすでに今回の基本法路線は轉かれていた。というよりも、地球規模で温暖化が叫ばれている折から環境路線に変更しよう、これは時代の流れとしてやむをえない、否むしろ国内林業が安い外材に推されて採算がそれなくなつた現状からすると、願つたりであるということころが実態であろう。

無理からぬ方向転換

海外との生産費を比較すると、宮崎の造林費が安くみても一五〇万円/ha程であるのに対し海外の主要木材輸出国の造林費が一〇～四〇万円/haとその格差が大きいことがわかる(行武・吉本一九九九)。伐出経費は一九九八年で宮崎県が五、七三八円/m³(林野庁一九九八)、これらに立木価格、市場までの運搬費等を加えると、宮崎県一三、六三七円/m³となる。海外の主伐・搬出経費はフィンランド、スウェーデン

がそれぞれ一、二一五円／ m^3 、一、三五〇円／ m^3 、ha、間伐でも「インランド」、「〇四〇円／ m^3 、スウェーデン二、三五五円／ m^3 （Johansson Assar一九九八）、また欧州からの輸送費はオーストリアから日本までが五、〇〇〇円／ m^3 、宮崎から東京までも最近安くなつたとはいえる（注一）。チリの林業地アルディビア周辺の事例では、伐採地から港までの運賃は六US\$（六六〇円）／ m^3 、主伐・搬出費は一〇US\$（一一、〇〇〇円）／ m^3 以下である（注二）。これらを比較すると我が国の費用が極めて高いことがわかる。

表一1は、宮崎県における一〇〇〇年の素材

及び製品の生産・販売事例を基に、林家が標準的な造林経費に対する補助金を受けた場合、再造林費が出るか否かを試算したものである。

宮崎県のスギ柱材特一等東京出荷価格は二〇〇〇年四、五月現在四一、〇〇〇円／ m^3 である。因に農林水産省「木材価格」統計では、米ツガ柱材（一〇・五cm×一〇・五cm×3m正角）の一般的価格は五〇、〇〇〇円／ m^3 前後である。

スギ柱材を生産している製材工場のスギ丸太仕入れ価格は一六、〇〇〇円／ m^3 であるが、これは原木市場に出荷される標準的な価格ではない。林業経営者は販売できるのであれば、品質、径級の異なる多様なスギ丸太も原木市場へ出荷するものが常であるため、すべてを考慮した平均価格はさらに下がる。宮崎県が調査した当時の標準的価格事例をみると約一三、〇〇〇円／ m^3 であり、ha当たりに換算すると三三八・六万円の

売り上げとなる。このときの伐出経費は七、六三六円／ m^3 であり、ha当たりに換算すると伐出経費は一九六・四万円／haとなる。標準的な再造林必要経費二一七・四万円／haを差し引くと、林家の収入は七五・一万円／haの赤字となる。これに県が定める標準的造林費（標準単価）を基に支給される補助金額を考慮すると、この宮崎県の事例では最終的に七二・六万円／haの収入を得る計算となる。

しかし、実際には一〇〇%の補助金に対応した保育作業を賄うだけの労働力がなく、表一1の4欄に示すように、植林と下刈り二回、及び保育間伐経費としての二回分程度が補助対象額となることが多く、補助額は造林、間伐補助を含めて、七〇・八〇万円程度であるという。従って、この場合、最終的に得られる収入は僅かに五六四一円／haとなる。またもに計算すると再造林は不可能で、これからすれば昨今放置林が増え問題になつてているのは当然のことといえる。

表一1 林業諸経費と林家収入比較：宮崎県の事例

製材・素材生産の実態 (ha当たり出材積 : 257.200m ³ /ha)			
	製材・素材生産の実態	最高額の補助金支給	補助金支給実態
	単価 (円/m ³)	円/ha	円/ha
東京出荷特一スギ柱製材品(A)	42,000		
製材加工費用計(B)			
損益	21,000		
輸送費	2,000		
加工費等	6,000		
	13,000		
原木代(歩留まり75%) (C=A-B)	21,000		
スギ柱用原木仕入れ価格	16,000		
原木販売額(D)	13,165	3,386,071	3,386,071
伐出総費用(E)	7,636	1,963,950	1,963,950
山元価格(F=D-E)	5,529	1,422,121	1,422,121
再造林費(G)		2,174,000	2,174,000
林家収入(H=F-G)		-751,879	-751,879
造林補助金(I)68%補助		1,275,680	539,920
間伐補助金(J)68%補助		202,640	217,600
補助金込収入 (K=H+I+J)		726,441	5,641

不良債権を抱えた日本林業

昨年、本年と宮崎におけるスギの原木市場の平均単価が一万円／ m^3 を何度か切った。これは、造林費どころか伐出費さえ満足に出てこない価格である。これでは環境重視路線への変更も止

むなしである。しかし友人の「ボツダム宣言」嘆きは、この如何ともし難くなつたコスト差によるものではない。木材加工業者でもある彼は原木価格が安くなり、国産材が外材と同じ価格になつたということは、市場にとっては望ましいこと、ようやく外材と競争できる価格になつた、という。彼の「ボツダム宣言」嘆きは、あれば国内林業の振興を重視し「国産材時代来る」と謳つて一〇〇〇万ha余の人工林を形成したにもかかわらず、この人工林に対する配慮が不透明であるところにある。つまり、保続の原則からすればこの人工林を中心とした年当たり総成長量分九一〇〇万m³（林野庁一九九九）は伐れるにもかかわらず、現在の国産材の供給量は一〇〇〇万m³、現状維持の木材生産では素材歩留まりを六〇%として、残りの三四〇〇万m³以上、素材平均価格を現在の宮崎の低水準一円／m³として三四〇〇億円以上の不良債権を持っていることになる。現在の林業関係の一般関係予算は五七〇〇億円、この予算総額の六〇%に相当する不良債権を如何に処理するか大問題である。外材に対する価格競争力は増している。何もせぬ無条件降伏では余りにも無念である、ということにある。

今何をやるべきか

木材生産の主眼は、後退したものの先の基本理念②にあるように放棄したわけではない。これから経済の三課題である「何を」「如何に」「誰のために」具体的にやるかが、重要である。

環境重視の路線を貫くにしろ、森林の健全な維持管理は不可欠である。まずは、現在の森林資源が実際にはどのようなものがどの程度あるのかを把握する必要がある。各県で資源量把握の基礎として使用している収穫表から予測される生長量と実際の森林の生長量にはかなりの乖離がある。県によっては、必要に迫られ何らかの修正をした収穫表によって現場に対応しているのが実状である。自分の持ち物が具体的にどのようなものが、どれ位あるのか把握できていないのでは、いくら「森林の多面的機能発揮のため、適正な整備・保全」、「林業の健全な発展」を目指しても、絵に描いた餅で終わる。不良債権処理を最小限の損害でとどめるためにも、まずは森林資源的確な把握が必要であろう。

今回の基本法では所得補償や価格保証の道は開かれていながら、現行の補助制度を見直す必要があろう。経済林として位置付けられ立地条件の良いところでも、今日のように市況如何によつては、採算点を大きく割り込み、伐採しても再造林しない林地を生み出してしまうことになる。市場価格の水準に対応して持続的な森林経営が可能となるべき補助対策を講じるべきである。また、我が国は小規模零細な林家が多く、資源の有効利用と管理を非効率的にしていることが少なくない。所有権と経営管理権の分離を図り、森林の経営管理者への助成を行うといった施策も講じられては、資源の健全な維持は不可能であろう。欧州では森林造成はインフラとの認識もある。森林造成されるまでは、保

全上の問題として助成策を講じるのが妥当かもしれない。自由貿易が前提とはいえ、森林資源の健全な維持管理が困難な状態にある現状のままでは、林業家のみならず国民全体への負荷が更に拡大する恐れがある。

むすび

生産費が高く、非弾力的な供給構造を有する我が国と低コストで生産可能で外貨獲得が必要な海外産地との格差が、利用可能な資源が増えているにもかかわらず、利用できないで森林の荒廃を招いている我が国と、過伐気味の海外産地の輸出国という環境問題を生み出している。木材のように土地生産的で資源に制約のある生産物は、一般にいわれるよう、地球規模でみた環境保全上からは地域単位での自給自足が望ましい。森林資源がなければ別であろうが、海の向こうから大量の化石エネルギーを使用して運んで、消費するのは、例え安くても資源的には無駄遣い以外の何ものでもあるまい。これらのバランスの取れる国際価格の設定が望まれる。その価格水準は我が国の森林が健全に維持できる価格水準でよい。この価格水準は期せずして林家の所得補償をすることになろう。我が国の森林が健全に維持できるほどの高価格で外材を買えば、海外の産地国は少量の木材輸出で、今と同等あるいはそれ以上の外貨稼ぐことが出来、自国の資源調整を容易にすることが出来る。但し、この高価格が単に中間の貿易業者等の懐を豊かにすることに終わってはならない。

このような価格水準が設定不可能であれば、森林造成は基本的にインフラとしての整備であるとの位置づけが必要であろう。いずれにしてもこれらを実現可能とするには、国際的にコンセンサスが得られる理論的根拠とそれに基づく計量的な分析結果が必要となる。やはり、資源や市場データの整備が急がれる。

参考文献

- Johansson, Assar (一九九八) Forestry costs and revenue in Sweden and Finland, 一九九一—一九九六, Result 1: 2~3 . SKOG FORSK
林野庁(一九九八)都道府県別素材生産費等の推移(昭和五一年度~平成一〇年度)・平成一〇年度素材生産費等調査報告書付属書・48pp.
林野庁(一九九九)林業統計要覧、5・林野弘済会
行武潔、吉本敦(一九九九)日本・北米・中南米オセアニアにおける木材貿易構造、環境規制の変化に関する計量分析・平成八~一〇年度文部科学省科学研究費補助金(国際学術研究)研究報告書、研究課題番号〇八〇四一〇六六、一九六pp.
(注1)二〇〇〇年 行武潔、吉本敦による現地聞きとり調査結果
(注2)一九九六年 "

ご案内

「美しい里山フォトコンテスト」へ応募を

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、国有林野事業の管理運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近畿中国森林管理局では、国民が求める里山林(像)を把握するために「美しい里山フォトコンテスト」を実施することとなりました。

つきましては、本コンテストでは、幅広い層からの応募を期待していることから、本コンテストの趣旨をご理解いただき、国民森林会議の皆さまからの応募をお願いいたします。

お問合せ先 大阪市北区天満橋1-8-75
近畿中国森林管理局 企画調整室 担当:片山
電話 06-6881-3406
FAX 06-6881-3416

※ 国民森林会議では、国民森林会議の活動方針を支持する団体・個人が森林・林業に関わるイベント等で催す場合に、幹事会の議を経て「国民と森林」でご紹介することとしました。

ルポ・地方林政が直面するもの

II 長野からの報告（中）

多賀清雄

（長野の林政を考える会）

山村の小さなエピソードから始めよう。

六月末のある朝、「脱ダム宣言 南信濃村議会が評価」という新聞報道が目に止まつた。

記事はこんな内容である。定例議会の最終日、突然その決議案が出され、提案者の〇議員が「戦前戦後、森林奥地を大伐採し、その後はダムを築いてきた。そのため石や渕がなくなり、魚も住めない川になつていて。これまでの河川に対する考え方は経済論理が優先していた。川の清流を村の観光資源として守るためにも反省すべきだ」と論陣をはり、「脱ダム宣言を評価し、その基本理念を議論のスタートにおく」という“河川等の自然環境保全推進決議”を六対五の僅差で可決したのである。

県議会や市町村では日下、反脱ダムが大勢だ。同じ日、大町市の定例議会でも、共産党などから「脱ダム宣言支持」の決議が提案されたが、賛成少数であつさり否決されている。南信濃村のような評価決議は初めてで、確かに異色と言えた。

なにが村にあるのだろう？ 提案者の〇さんをやつと電話でつかまると、「新聞が騒ぐもんだで、今朝からえらいことだ。村民感情もあるで、暫くそっとしどきましょ」。迷惑そうな声が返ってきた。

近隣の町村やら県の出先きから「お宅の村は砂防はもういらねつてことかい？」という問い合わせがひっきりなしにあって、反響の大きさに役場も当の議員さんたちもびっくりしているらしい。

ちょうど私も、山村に林政最前线の姿を見たいと思っていたところだ。ならばここが始めだとと県南端の村を訪ねた。

遠山杉の故郷はいま…

聖岳から流れ下る遠山川本谷の清流が涼を誘うが、そこで目を奪われたのは、急しゅんな斜面のスギ林に折り重なつて放置されているおびただしい倒木。

雪害だという。平成十年に計一〇一haの林分で被害がおき、その整理にはほとんど手がつかないまま、ことしまた計七〇haの範囲でやられた。要間伐の七、八齡級のスギ林が全村の六割を占めるという。隣村と労務提携しているが、標高三百田から三千田まである地形だから、高齢化した労働力では年に五〇ha消化するにも相当にきつい。「急傾斜地に密植しているので、根が見えるほど浅い。年々、雪害が増えるのではないかと心配だ」というのが、役場の説明だった。村の中心は、往時の遠山郷和田宿。街道端に「山の肉」屋の看板もみえる山村の風情だが、かつては遠山杉の中心地として當林署もここに三事業所をおき、大手の製紙会社や木材会社も出張所を設けて賑わつた。木材不況がつづき専業林家はいなくなつたが、森林率九七・二%

経営耕地1%というこの村に選択の余地はない。ひとところお年寄りの自殺が相ついだため、全国初のデイサービスセンターを開設したのが十四年前以来、福祉施設の充実に努めてきた。が、住民の暮らしに直結する基礎産業は、いまのところやはり林業をおいて他にない。

そこで、林業再生のエースと期待をこめて村が五年前に設立したのが、第三セクターの製材所「ウッド＆アース」である。設備費五億円は村が負担、会社に賃貸する形をとり、会社は別に六千万円の出資（村が九〇%）を募り、運営している。社長は村長だが、出資者の一人で村内で唯一、素材業を営んでいる小沢誠一さん（51）が専務として経営を切り盛りする体制をとった。

記事によると、前回の決議後、近藤村長が国や県の出先機関にこれまで通りの治水事業を要望したところ、「住民代表の議会が決議したこと重く受け止めていた」と言われたとか。前回の提案者Oさんは、「ダムすべてを否定する印象を与えてしまったが、そんな意図はなかつた。表現が悪かった」一決議のやり直しにこう語った、とある。

豪雪地の森林組合を訪ねて

この冬、田中康夫知事が農山村で行った住民との車座集会で、毎朝子どもたちが通学する幹線道路の雪崩の危険を訴える声が相ついだのは、ここだけだったと思う。

下水内郡栄村。秘境ブームでだいぶ観光地化してきたが、奥山で七、八戸、村の中心部で二、三戸という豪雪地だ。

七月初め、北信広域連合圏内の飯山市、中野市など六市町村の森林組合が合併予備調印をしたが、最大の森林地帯を持つ県最北端の栄村の組合だけは、機が熟していないと参加しなかった。「よそは道路の除雪くらいしか仕事がないが、うちの方は森林整備をもっとやっていかないと。単独の方が仕事がやりやすいということですよ」民有林施業に熱心と言われる組合らしく、高橋友太郎組合長(67)はこう話した。

しかし、「栄村林業のあらまし」と題した組合資料をみれば、販売、購買、金融各部門とも収益は計画に達せず、扱い量は伸び悩んでいる。なかでも造林事業は治山が実績で前年の六割、

流域森林総合整備事業は前年の半分だ。高橋組合長にはそれが県なのか県の出先きの意図なのには分からぬが、北信地区大合併に一人背を向けている栄村森林組合への懲罰的予算配分と秘かに受けとめている。予算を握っている県は、特に治山事業の仕事量を操作することで、組合の育成つまり「言うことをきくよう」にさせてきた。保安林面積と無関係のようない治山事業の割り当てが、いったいどんな基準で決められるのか分からぬ、という組合関係者は多い。そんな従属関係をきらう田中知事の造林重視政策が、林政にしみついた古い体質を逆に浮かび上がらせてもいる。

村を貫いて流れる千曲川は、隣りの新潟県津南町で信濃川と名を変える。その両岸はほとんどスギ一〇〇%の戦後の植林地だ。民有林の人工林はスギ、天然林はブナやナラなどの広葉樹。戦前戦中は暮らしのため炭を焼き、焼き畑を耕した。戦後は国有林、民有林問わず、すさまじいブナ伐採が行われた。その跡にスギを植え、いま民有林のスギ植栽地三、六二五haは四一六齡級と七一九齡級がそれぞれ三分の一ずつの要伐間伐・保育期を迎えていた。しかし、昨年の間伐実績はやっと二五haほどだった。

「豪雪地の間伐補助は対象林齢を延ばして欲しいと國、県に再三要望しているのに、なかなか聞いてもらえない」一高橋組合長は制度運用の硬直を強い調子で指摘する。この辺りの山は、雪に抑えられてスギの生育がよそより十五年くらい遅い。二十五年生くらいにならないと、積

雪の上に頭が出せないという。雪解けの後、倒伏した木をおこそうとしても、根がしつかりしていないものは折れたり割れたりするし、根曲がりから自力で立ち直れないものは保育の対象にならない。枝打ちも丁寧にやらないと、春の圧雪に引っ張られて幹裂けをおこす。

こうして整備の遅れがちな林分が七一九齡となり間伐をやろうとしても、六齡までと定められた補助適用期間を過ぎている。こんどの緊急間伐は八、九齡期まで対象となつたが、こちらは林外への搬出が義務づけられている。林外といつても最寄りの林道まで。土場に運ぼうにも満杯の状態だという。また、緊急間伐をこなしていくためには村と所有者の間で団地整備の契約が必要だが、一人でも所有者が所在不明の共有林は、契約を結びたくても結べない

豪雪地の民有林施業の悩みを、高橋組合長はこう話した。

「うちの方では間伐材を出して、一ha当たりせいぜい二十五m³。直材が少ないのでいい値もつかず、とにかくカネにならない。それでも造林はしなければならない。流域森総は一筆ごとに補助係数が違うので、平均基準単価であがるよう経費のかからないヤセ地を入れたり、伐り方で能率をあげたり、再造林の地拵えを合わせてやる形にするなど、工夫してやつてゐるんです」新潟県小出町の製紙会社にチップを出荷してきたが、その工場も八月一杯で撤退する。こういふ条件の下で林業を担つてゐる森林組合は、今後の林業政策をどう受け止めているのだろうか。

「山造りが産業として成り立たないかぎり、長伐期にしても意味がない。木をまったく使わずに、公益的機能だけで守れるということはない。このまま何年か経つてみれば分かるが、これらの山の木は雪で相当やられる。根が浅いから、大崩落を起こすのではないかと心配だ。こんどの林業政策は、危険な方向へ軸足を移したと思いますよ」——また煙たがられるかも知れないが、と徹な老組合長は言い切った。

脱ダム、第2ラウンドへ

農山村を覆っている出口の見えない閉そく感が、いま長野県政を搖るがせているダム問題に集約されている、と感じる時がある。

脱ダムは、当初は知事の理念の先走りくらいに捉える人が少なくなかったかも知れない。しかし、六月以来、大規模ダムや高速道路の新規着手の凍結、地方の起債・単独事業の抑制、さらには地方交付税の見直しが財政再建の俎上に載るに及んで、市町村の不安の色は濃くなつた。が、小泉改革にはジレンマを感じるが、田中康夫改革には怒りと反発を感じるという首長や議員が増えた。知事の理念より手法が問題とされるようになった。

六月中旬、二つの着工ずみダムと七つの未着工ダム一脱ダム宣言の対象となつた計九つの県営ダムの視察を終えた田中知事は「私見ではすべて必要でない」と改めて語り、さらに国が南アルプス三峰川に計画している戸草ダムについて、県が予定していた工業用水と発電の利水

参加から撤退すると表明した。戸草ダムは、下流の美和ダムの膨大な堆砂を除去する再開発と合わせた国の事業だが、工業団地の水需要の伸び悩みや売電の採算性がとれそうにないし、そ

もそも上流にまた一つダムを造つて治水が解決するのか疑問——というのが田中知事の言い分だ。脱ダムが国営ダムにまで飛び火したので、地元の戸惑いは隠せない。流域の小坂伊那市長ら三峰川総合開発促進期成同盟会の市町村長が急きょ国土交通省を訪ね、「地元は知事の考えにくみするものではない」と異例の申し入れをした。

県市長会長の有賀松本市長も、空港問題に対する知事の姿勢について「知事は過去の経験をブッタ切つていて」と不快感を顕わにした。県町村会も八月初め、先送りされた公共事業九十四カ所について、「市町村に何の連絡もなく一方的に中止したのは遺憾だ」と復活を強く求めた。

このままで、小泉改革の下で長野の公共事業は優先順位が下がつてしまつ。国の公共事業の見直しは仕方ないが、身近な理解者であるべき知事が市町村を見放すようなやり方は許せない——行政を預かる首長たちのいらだちは募るばかりだ。

こんな中で、脱ダムは第一ラウンドに入る。六月二十五日、県治水・利水ダム等検討委員会の初会合が県庁講堂で開かれ、十五人の委員が知事から委嘱された。九ダムの一つ一つについて、いるのか知らないのか、検討し結論を答申する役目。この委員会を設ける条例が可決されたのは二月県議会だった。知事の脱ダムに対

抗して、第三者機関による客観的な判断を仰がなければ住民に対する責任を果たせない、と県議会側の巻き返しで成立した。

しかし、この日委嘱された委員のうち八人の学識者は、脱ダムの主張で知られる人や理解を示している人たち。五十嵐敬喜・法政大教授らは民主党的な緑のダム構想にかかわった人も四人含まれる。国土交通省は委員を出すのを辞退した。

五十嵐教授は、「公共事業依存から脱却する社会のモデルを全国に発信する画期的には委員会」と位置づけたが、県議会や首長の側には、「この顔ぶれでは最初から結論がきまつていて。知事に任命権があるとはいえ、条例の主旨に反する」と反発する声も少なくない。今後は条例に基づいて、流域ごとの部会を早急に立ち上げ、住民代表の声をどう反映させるか、そこが勝負どころと、初会合で早くも火花を散らせた。

検討委員会は七月下旬から八月八日まで九ダムの現地視察を行い、月末から部会設置を検討する。全体の答申がいつごろ出るのか、まだ分からぬ。しかし、論議の中では、治水・利水のあり方はもちろん、森林整備や土地利用といった公共投資すべてに関わる問題が住民の前に洗い出され、代替措置の妥当性が検証され、委員会、県、市町村とも説明責任を負うことになる。住民——と言つても、どの範囲までを関係住民とするかからして問題だが——にも、ルールづくりに参加する責任が生じるだろう。

脱ダム派もダム擁護派も、県民益や住民の利益を前面に押し立てている。県議会の中には、

今後大型の公共事業をきめる際には、必ず関係住民を含めた委員会に諮ることを義務づける。

「住民参加条例」の検討を始めた会派もある。すでに黒沢ダム（南安曇郡三郷村）では、地元に住民会議が発足した。検討委が刺激となって各地に住民参加の機運が高まるなら、行政と住民が責任を共有できる仕組みとは何か、住民の多様な考え方の集約はどうするのか、そんな論議の端緒に確かにありそうな気もする。

しかし残念なことに、現状は新しい自治の姿を予感させるにはほど遠く、知事と県議会・市町村の間の溝は広がっている。六月定例県議会は、またも予算を修正、知事の言動を巡って謝罪と反省を求める決議を二つ可決した。知事提案の予算が二度も否決された例は過去にない。

事実上の不信任と言え、「これでは折角の造林重視もどうなることやら。やる気のある県職員も身動きがとれまい」と、林業関係者を嘆かせている。

21世紀型の山村像は

地方自治とは極論すれば公共事業だ、という言い方がある。公共事業に深く依存してきた体制だから、自ら公共投資の秩序を変えようなどとは普通、どの首長も考へない。知事とのパイプの太さを強調するのが首長の政治手腕というものだった。

しかし、何かが少しずつでも変わってきていいのではないか。いや、変わらなければ自治体はやっていけないだろう。私は再び下伊那の

山村に足を向けてみた。

泰阜村。農村恐慌の昭和十年、五千八百人の村民のうち一千一百人を中国東北部に分村させた。半分の六百三十二人が敗戦時の犠牲となり、

「泰阜の福祉」を愛知県で講演してきたばかりの松島貞治村長（51）は明らかだった。

三百六十五日、自分の山から調達するマキで完了したばかりという悲惨な歴史を持つ。もたちは隣村でバスに乗る。村民は谷々に架かる「泰阜五橋」を渡つて点在する十七集落を移動する。が、不思議と明るい村だ。

六年前の国勢調査で、既に高齢化率が三三・三%だった。二〇一五年に国全体で二六%と推定されている水準は、とっくに十三年も前に超えてしまつていて。

しかし、十三年前と言えば、お年寄りの介護にヘルパーを頼むなどは「家の恥」の時代だった。村の厳しい歴史を背負い、加齢とともに寂しい終末期を迎えるお年寄りの姿が、診療所の医師をして「援助型」の保健、医療、福祉に立ち向かわせる。共鳴した村長、村民が保健衛生グループを立ち上げ、福祉グループの発足、通年二十四時間体制の在宅サポート、無料の個別健診、ケア付き住宅の建設…と発展させた。しかも老人医療費はほとんど横ばいという実績をあげるまでになつた。

「中学生がひいお婆さんの死のことを作文に書いた。お年寄りの生と死を、自分の目でしっかり捉えてくれたかと、嬉しかったですよ。いま福祉は村の最大の産業でもあるんです」。

「合併すれば基盤整備はすすむ」とする総務省の市町村合併担当官に対して、「二十一世紀は成熟社会。そういう社会は住民に身近なところで行政が行われるべき」と譲らなかつたといふ。超高齢化のもとで、福祉と環境に支えられた安定した平和な小世界を築こうとしているこの村の姿には、確かにこれまでにない自治体の一つの行き方がある。

スピーカーでがなり立てるような「聖域なき構造改革」の前に、山村の呟きなど消えてしまいそうな選挙後の空氣だが……（八月十日記）

高知県の取り組み

依光良三

(高知大学教授)

近年の特徴

高知県の林業においては、八〇年代には嶺北地域を中心として、「協議会」による組織化と林構事業の集中投資によって産地形成が進められ、九〇年代早々の「流域管理システム」のモデルとされたようにかなり活発な展開がみられた。一九八〇年を境に木材価格は長期低落傾向に入ったものの、まだ林業による地域づくり、産地形成には希望がもてた時代で、地域に加工・流通施設を整備し、大型機械化と第三セクターなどの新主体形成も進めながら、単なる丸太の産地から製材産地へとかなりの前進を遂げてきた。

ところが、WTO体制への移行と九〇年代末からの深刻な構造不況下での価格低落は惨憺たるものがあり、今日では他県と同様にグローバル化の影響を受けて厳しい状況下におかれていることには変わりはない。

構造的な林業危機が深まる中での高知県での

林業振興への取り組みは、本年三月に策定された「こうちの森づくりと木の産業づくりプラン」に示されている。総論的には新たな機能分類に基づき県独自のゾーニングを行い、環境配慮を行ふとともに循環型社会に向けて林業経営の効率化や担い手対策を挙げ、「木の文化県」の推進と県民参加の森林管理、上下流交流などを謳つたものとなっている。

ゾーニングについて

国的新たな森林計画に基づくゾーニングは、「水土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」の三機能分類であるが、県は表1に示す七機能分類を採用している。国の分類の中でもとくに「共生」という抽象的で内実が分かりにくいのに対しても、県のそれは具体的で内実が分かりやすいものとなっている。

県はこの機能分類に基づき、昨年度に試行的に東津野村（四万十川上流）においてゾーニングを行っている。その際、資源循環林にあっては、住民参加の下に団地化を図り、機械化システムを効率的に稼働すべく取り組みが、行政・

いる。一種の選別政策で、やりたくてもできない多くの地域は切り捨てるという基本的な問題点を抱えているが、グローバル化の中で日本林業は打つ手なしといってよい状況の中では、ユニークなものとして一定の評価はできよう。以下に右の三点についてふれておこう。

表1 高知県における機能分類・ゾーニングのタイプ

タイプ	森林の内容と機能	管理方法
原生的森林	天然のままで人手が加えられていない森林	保存
生物保護林	天然林が面的・連続的に広がる生物の生息環境	保存と誘導
環境保全林	水源林、防災林など公益機能を求められる森林	保存と誘導
里山林	集落周辺の生活環境面での役割を担う森林	住民管理・交流
景観林	自然と集落が織りなす美しい景観を形成する森林	地域維持・管理
水辺林	河川沿いの生物・生態系を保全する森林	復元・改良・多様
資源循環林	持続可能な森林経営を行い、木材を供給する森林	効率的林業施業

森林組合・林家の協議会組織によって進められている。また、環境保全林においては、人工林は強度間伐を行って天然生樹種の導入を促し、混交林に誘導して水土保全機能の高い森林を造成することを目指している。高知県が今合意形成に向けて議論している「水源税」導入の論拠として、こうした環境保全林の機能高度化のための資金を県民負担に求めているようにもされゾーニングはその手段となっていると考えられる。なぜならば、環境保全林は、林業の採算圏の外にある放置された人工林を人・天混交林に誘導しようとするもので、荒廃の一途をたどる森林だからである。むろん、他の公益機能の高いタイプの森林も保存の対象として対象に加えられるかもしれないが、緊急性を要する放置林対策が中心に置かれよう。

FSCへの取り組み

環境保全型林業への取り組みとして昨年一〇月に梼原町森林組合が管理者となつて日本初のFSCのグループ認証を取得したことが挙げられる。これは表2に示すように、高知県が主導して主催した勉強会を通じて、梼原町が受けたもので、県のモデル事業として人的・資金的支援（九八〇万円）のもとに進められた。いうまでもなく、環境配慮のもとに「持続可能な管理・経営」が行われていると認証された森林から産出される木材のブランド化・差別化をねらつものであり、森林管理分野と流通加工の分野の認証を受け、森林管理は森林組合が、加工場で

は森林組合の製材工場ならびに株池川木工の二社が、認証を取得した。それによって、認証森林から産出された木材が二つの工場で加工された製品にFSCのロゴマークを付して流通させることができるもので、とくに池川木工の製品を通販雑誌に環境配慮の製品であることをPRして掲載したところ予想を超える売れ行きであった。ただ、製品の多くを占める建築用材に関しては、量的にまだまとまっていないこと、中間材料であることから、一部の住宅業者と提携して試みられているが、目下検討中といつたところである。

梼原町での取り組みは、認証材というブランド化の一定の効果もさることながら、それ以上の副次的効果も生んでいる。すなわち、認証審査の実施過程において、作業班員も含む森林組合職員ならびに町の担当職員が、FSCの基準・指標をクリアするために学習することであり、森林組合と管理契約を結ぶ林家の参加を促すべく活動することであり、それによって、住民、森組、役場を含めた町全体の環境管理に対する意識が高まり、それまで考えたことのない生物多様性、河畔林や保護林、そしてモニタリングの必要性などを認識するようになったことは大きな進歩である。新たな時代への対応と同時に地域づくりへのマンパワーを高める契機にもなっているといえよう。

梼原町は今年に入つて、住民参加型の「森林づくり基本条例」を策定し、それに基づき間伐実施に対してha当たり一〇万円を支給する「水

源地域森林整備交付金事業」を開始した。そして、それと抱き合せの形で町と森林組合が集落説明会を開催し、FSCへの参加者を募り、より多くの林家の参加と認証材の生産増加を目指して新たな展開を図っている。

また、四万十川流域では榜原に統一して、西土佐村森林組合が検討を進めているところであるが、組合のまとまりの問題もあって必ずしも容易に進展していない。グループ認証の場合、森林組合の力量とそれに向けて職員全体でやる気、すなわち第一段階での組合内部の合意形成、そしてより重要な第二段階の林家との合意形成ができないと実現は難しいこともあって、その拡大には時間がかかる。何よりも、認証を受けることによる経済的メリットがまだ見えてこないことが二の足を踏む要因であろう。

表2 榎原町におけるFSC取組の主な流れ		
1998・11	県主催森林認証勉強会	講師：林野庁
12	同上	英国認証機関
1999・2	森組・町主催の勉強会	WWF前澤氏
5	森林認証現地勉強会	スマートウッド
7	集落廻り、林家の認証への参加呼びかけ	
8～12	(県・町・森組、そして日林協との度重なる打ち合わせ及び「環境委員会」の開催)	
12	森林認証申請書の発送	
2000・1	「環境委員会」の開催	
2	同上	
5	スマートウッドによる認証審査会	
10	FSC認証取得	
2001・1	認証商品の発売開始	
5	認証森林拡大のための集落説明会	

団地集団施業と間伐の推進

林地の小零細所有構造を克服し、共同施業のための団地化は、代表的なものとして香美森林組合の団地（香美郡香北町）、嶺北地域に属する

土佐町の団地、そして東津野村の団地などが挙げられる。香北町では高密路網と列状間伐（本年度林業白書参照）、土佐町ではH型集成材によって、間伐材の効率的な伐採・搬出システムが形成され、効率化に加えて価格・費用の逆さやを解消する国・県の補助金もあって、林家にかなりの収入がもたらされている。ちなみに県単補助金は1立方メートル当たり三千円である。

集団化を担ったのは、香北町では森林組合である。九五年に森林組合と所有者の協議のもとに約五〇〇ヘクタールの「香美森林組合モデル森林施業団地」をつくり、九八年に「森林資源高度化モデル事業」に指定され、団地の規模も九一一ヘクタール（所有者約四〇〇人）に拡大した。合意形成のプロセスにおいては、「モデル団地推進協議会」が置かれる「モデル団地推進員」（二二人）をおいて合意形成にあたってい。一方、土佐町のケースは県の職員（当時の嶺北林業出張所長）による集団化の合意形成に向けての精力的で熱心な活動と

森林組合とのタイアップによって、団地施業が行われており、東津野村のケースも同様のタイプにある。

団地施業の場合、間伐であることと手厚い補助金によって収入になることから林家へのメリットも大きく、合意形成の労を惜しまなければ進展の可能性は高い。三〇年生以上の人工林の比率が高い要間伐森林の場合には、この方法が環境改善と林業振興に向けての唯一の方法であろう。その場合にコーディネーターとなる人材や効率的な生産システム設計、そして行政によるかなり手厚い支援が必要であることはいうまでない。

以上見てきた取り組みは、いずれもモデル事業に位置づけられるもので、この場合は行政の人的・資金的支援も大きい。モデルケースができたら、あとは基本的にはそれぞれの地域の主体性に基づいて取り組み、それによって拡大していくという波及効果をねらいとしている。FSCや団地化はその典型といってよい。

いずれにしろ、構造危機の中で施業放棄林や伐採後植林しないで放置するケースが増えていく中で、やりようによつては何とか環境と林業を両立させる可能性があることも一面では明らかになった。選別的・モデル的事業に終わることなく、デカップリング的な行政の支援のもとで林業振興が望まれる。もちろん、深刻な状況にある林業就労者、担い手対策とからめて推進すべきことはいうまでもない。

森林林業の現状と将来展望

吉田善三郎

(三重県・林業家)

自己紹介

三重県の中部南端に位置する大宮町から来た吉田です。東京からは新幹線、紀勢本線と乗り継ぎ四時間足らずの行程である。大宮町の面積は一万ha、その八八%が林野で覆われている。人口は五、五〇〇人弱、毎年十数名づつ減っていいる過疎の町である。私は小中学校は地元校を卒業、高校から上京、高校、大学、研究室と九年間東京生活をし、昭和四二年、二十四歳の時に帰郷、直ちに家業である林業に就き二〇数年経つた。

三重県の林業の現状

全国的な傾向であろうが三重県でも、昭和五五年をピークに材価の大半な下落があり半値程になった。杉の柱採り丸太の価格が四万円／m³から二万円／m³に、同じく桧が八万円から四万円になり、その水準で長らく続いたが数年前に一段の値下りがあり杉は一万数千円、桧がせ

いせい二〜三万円となつた。

五六〇年生の杉桧を市場で売却する際、伐採・搬出、市場の手数料等で一万数千円〜一万元／m³になる。すると殆どが経費に喰われてしまい、林家には金が入らないことになる。杉桧を植えて二〇年生になると間伐材が足場丸太として売れた。三〇年前に原木市場で良材が一本一、三〇〇円位であった。そして今も一、三〇〇円である。三〇年前には山仕事を終え足場丸太を一本扱いで帰れば大体日当になつた。今は十数本扱いで来なければ日当にならない。これは建設現場の足場材が鉄パイプに取つて替わられ需要が激減したことによる。

こうした中、大方の林家は林業に見切りをつけ山の手入れをしなくなりつづける。伐った跡に植えない。植えるも下刈、枝打、除間伐をしない等。ここで問題になるのが除間伐をしないことである。こうした林は植えたままで細い木でなく奈良、和歌山県の一部も取り込み、木材の一大集積地を松阪郊外に造るもので、面積は四ha、素材・製品市場、プレカット・集成材工場、その他住宅関連産業を誘致しそれを有機的、効率的に結び付け運用しようと言うものである。

国産材が大手ハウジングメーカーに使われない訳は、ロットが小さく不均質であるためと言

われる。ウッドピアでは入口部分は零細規模の林家が不揃いの材を持ち込むが、仕訳、加工され出口においては均質で定量的に供給されることになり、大手も取り扱ってくれるのではないかと期待している。しかし今はこれを立ち上げた数年前より非常に厳しい状況に在り、所期の目的が達成されるか否か懸念される。

また県では地産地消運動を展開中で、公共の建物に極力県産材を使用するようにし、特に学校には多く県産材が使われるようになり大変喜ばしいことである。

企業的林業を目指して

私は「吉田本家」と称し、私で一一代目、戦前は農地を所有しており小作料で生計を立てることが出来、山林は蓄積が可能であった。敗戦後農地改革が断行され、田畠一二〇ha程を手

放し以後林業専業で今日に至っている。所有、経営共個人で法人の形態は取っていない。所有面積は一、一〇〇ha余り、内杉松の人工林が丁度一、〇〇〇haで杉が二割弱、桧が八割強である(表1)。

私が仕事に就いた昭和四〇年代初めは林業の最盛期であったと思う。入札会を開き皆伐木、間伐木を売却すると私の見積額より二割高程で落札された。そうした中、私はこれまでの井勘定を改め計画的企業的林業経営を目指してきた。

基本的には高品質材生産による高収入の確保を図り、資本労働集約的林業を行つた。植えてから手が抜ける三〇年生ほどまでに一般では二~四〇〇万円/ha程の育林費を掛けるが、私共では八〇〇万円程掛ける。一方売上は五~六〇年の杉松一haが一般では立木のままで三~四〇〇万円、私共では六~七〇年生の桧芯持柱材を中心に行き、立木のままで三~四〇〇万円に売れた。八〇〇万円に売れた。八〇〇万円

の育林費を掛けても二千数百万円に売れれば余裕があった。その手立てとして先ず密植にした。一般では三~五千本/haのところ私共では七千本植える。これは早く鬱閉させ下刈を一年でも短くする。枝張りを小さくし枝打作業を容易にしその効果が上がるようとする。密度管理を徹底し、傷木、曲り、太り過ぎの木を早く淘汰し良い木だけを残す等を目的とする。密度管理を徹底する。枝張りを小さくし枝打作業を容易にしその効果が上がるようとする。密度管理を徹底し、傷木、曲り、太り過ぎの木を早く淘汰し良い木だけを残す等を目的とする。枝打であるが七年生から始め二〇年生までに打ち終わるようにし原則として一本採りを狙う。道具はムカデ梯子、枝打鉤を用い鉤は四国の大刀地方の物を取り寄せている。一時期盛んに宣伝され

表-① 樹種別面積

1999年1月現在

林地面積	1,179.67ha
人工林	1,068.87ha
内訳 杉	201.65ha
桧	854.29ha
伐採跡地	12.93ha
雜木林	48.58ha
竹林	0.96ha
除地・地道敷	61.26ha

表-⑤

枝打効果

例1 61.96ha 林道密度80m/ha 立木価格

間伐年	樹種	本数	1本当たりの価格
1993年(H5年)	74年生杉桧枝打無し	1,378本	13,724円/本
1994年(H6年)	49年生杉桧枝打済み	2,017本	28,673円/本

例2 4.09ha 林道密度117m/ha 立木価格

間伐年	樹種	本数	1本当たりの価格
1989年(H1年)	40年生杉桧枝打無し	837本	12,903円/本
1993年(H5年)	44年生杉桧枝打済み	1,115本	26,112円/本

た枝打ロボットはまだ良質柱材生産には対応不能である。枝打の効果は六〇ha一団地の林分で平成五年に枝打のしていない七四年生杉桧一、三七八本を間伐し一本当たりの価格が一三、七四円であり、翌年隣接する枝打をした四九年生杉桧一、〇一七本間伐し一本当たり二八、六七三円であった。(表5) 枝打をしていない七四年生

より枝打をした四九年生の方が二倍の値がついたことになり、今の処枝打の効果は顯著である。しかし今後新建築工法が更にシェアを広げた時、何時まで枝打材が評価されるかは分からぬ。

次に力を入れたのが林道開設である。この三〇年間に延六〇畳余の林道を自力開設した。

金山の平均林道密度は六〇m/mで主要な林分は八〇~一〇〇m入っている。県の林内路網は一七mであるからそれに比して林道がよく入つておりそれだけ有利に経営が展開出来る。原則として四十トランク通行可能な道で有効幅員は三mである。開設経費は五千円/mで四万~一〇万円/mの公共林道に比べると非常に安く出来る。

- 表一④ 常用作業員待遇
1. 通年雇用、雨天時の作業確保
 2. 労災、社会保険、厚生年金、森退共等への加入、独自の退職金制度の実施
 3. 有給休暇、年度有給20日、年末年始4日、黄金週間3日、盆3日、その他結婚・忌引等は町役場職員に準ずる
 4. 基本月額の保証（前年月額平均の8割5分保証）
 5. 夏・冬期賞与、諸手当、作業衣支給
 6. 作業道具購入に際し半額支給
 7. 各種免許の取得、研修会への参加
 8. 慰労金、慰安旅行への参加
 9. 始業時間=午前8時、終業時間=午後3時45分
 10. 事業所内融資制度の実施
 11. 定年65歳

次に労務体制の確立を図った。昭和四〇年代若者がドンドン都会へ出ていった。私は林業経営は若い作業員が確保出来無くなり早晚行き詰まるものと考へた。そこで帰郷した翌年昭和三〇代が六人いて昨春は高卒生四名が就職を希望してきた。しかしこれは後に触れるが非常に厳しい経営状況の中で残念ながら断った。

更に流通ルートの確立を図り、地元の二〇数社の素材、製材、市場業者を指名し、年一回の入札会で皆・間併せて數千tを売却三億程の所得を得ていた。尚五〇年生までの若い間伐材は自家労働で伐採し最寄の市場まで搬出している。

阪神淡路大震災以降

一千ha余の山が毎年成長しており、成長量内伐採で蓄積の漸増を図りながら経営体を維持出来る。一般的には昭和五五年以来材価が下落し林業不況が叫ばれてきたが、桧はそれ程外材の影響は受けない。良質桧を生産していれば大丈夫と所謂桧神話をつい最近まで信じて来た。ところが平成七年の震災以来私共の主力製品である

四三年に早速現場作業員の常用化を採り入れその後種々の待遇改善に努めて来た。（表4）例えれば常用作業員は日給制であるが、丸一ヶ月病休等をしても本人の通常の月額の八割五分まで企業として支給することにしてある。また若い人達の為に休日を多く取れるようにし、常用作業員は年間二五〇日以上の出勤とし、その内に年末年始四日間、黄金週間三日間、盆休三日間は出勤扱いの有給休日とし、二四〇日出ればよう、これは週休二日制と同じである。また年次有給休暇も入社翌年からどんな理由でも二〇日間与えている。こうしたことから比較的若い従業員もあり、一六人の常用作業員中二〇代、三〇代が六人いて昨春は高卒生四名が就職を希望してきた。しかしこれは後に触れるが非常に厳しい経営状況の中で残念ながら断った。

国産材の新規需要開拓、新建築法に国産材が使われるルートの確立等が求められるが、これは一朝一夕に出来ることではない。私共ではこれまで非皆伐施工を目指していた百年生以上の林分の皆伐、良質枝打材のナスピヌキ等をし何とか喰い繋いでいる。経費節減には林業経費の殆どが人件費であるから人員整理が最も手っ取り早い方法である。しかし事業の都合で職員した場合、私も小さな同じ町に住んでるので当人と顔を合わせることがあり忍びない。また他に良い就職先も無かる。それに私共では七代に亘って勤めている家系もあり簡単に職員出来ない。リストラは最後の手段とし定年の六五才までの雇用は確保することにしてある。しかし退職後補充しない形で従業員数を減らしている。

平成一年と一二年と比べてみると常用作業員で三名、臨時で七名退職している。常用は定年退職者一名、自己都合の退職者二名、また臨時は定年退職後再雇用した人達で既に七〇才前後これまで臨時とは言え通年雇用を約束して来たが一年前に通告し、一一年末で全員退職させ、後は本来の臨時として必要な時のみに仕事を依

頼することとした。(表3)

基本的には過去の延長線上では林業は成り立たぬものと思う。一般的の商品は生産者が生産費に幾らかの利益を上乗せし定価を決めるが材価は異なる。国際価格で米国のシカゴで決まると言ふ。一方人件費は国内の他産業との関係で決まる。国際分業が進み市場がグローバル化した現在、日本のように経済構造が高度化し人件費

が高騰した処では最早木材生産という付加価値の低い仕事は商完として成り立たない。また林業の年間の生産額は五千億円程、それと同額の公的資金が投入されているという。公的資金の投入額と同じ生産額でしかないものを果たして産業と呼べるのであろうか。昭和三九年に制定された林業基本法の改訂作業が進められている

が、木材生産から森林の保全へ、林業経営から森林管理へとシフトし、その中で林家の位置付け、果すべき役割が見えて来ない。新基本法では林業経営は見捨てられて來るのであろうか?

もともと山林を事業の対象にして、企業的林業経営、近代的林業経営を目指して来たことが間違いではなかったのか。日本の長い歴史の中で林業が専業であり得たのはインフレが急速に進み戦後復興から高度経済成長による旺盛な需要に支えられた敗戦後から昭和末頃までのみではなかつたのか。それまでは農業、漁業、商業、醸造業、金融業等の安定的な副収入の道があり、その利益の一部を投資する形で林地を集積し、蓄積の高い山林を造成する事が可能であったのではないか。

一時的に材価が高騰する中で、我々は愚かにも林業が專業的事業として成り立つと錯覚してしまつたが、本来資産の一部として保有すべきものではなかつたのか。それではこの四半世紀の私の行動は

全て間違いであつたのか。結果的にはそうなる。しかしそれでは余にも惨めである。戦後から高度経済成長期の旺盛な木材需要に応えそれを提供して來た。そしてその歴史的使命を果し終えたと考えたい。いずれにせよ過去に決別し全く新しい切り口から林業を見直し、大胆に取り組むべき時期に來ているものと思う。

新たな挑戦

木材を生産する林業は非常に厳しい状況であるが、一方国民の「緑」「森林」に対する関心

は嘗てない高まりを見せ、森林の持つ公共機能、即ち国土保全、治山治水、空気浄化、CO₂の固定、水源涵養、風致景観、保健休養、教育等が高く評価されるようになった。林野庁がこれを金に置き換え試算した処、一九七二年には一三兆、九一年には三九兆、〇〇年には七五兆との数字を弾き出した。昨年大きく数字が膨らんだのは新たに洪水防止、水質浄化、CO₂の吸収の項目を加えたからである。何れにせよこの二八年間に五・八倍になつたことになる。我々山の民はこれまでこうした機能、効用を殆ど無料で地域住民、都市住民に提供して來た。そこでこうした機能を林業経営の中に取り込み安定的な副収入の道に繋げることが出来ないか。その実験をすることにした。

私は「保健休養、教育」の効用に着目し自宅から一畠離れた山間の休耕田を利用し、都市住民の憩いの場、地元民の語らいの場、お互いの交流の場、自然体験学習の拠点にと休養宿泊施

表-③ 従業員年令構成

1999年1月現在

	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	計
本部職員	0	0	2	2	0	2	6
常用作業員	1	1	5	2	7	3	19
臨時作業員	0	0	0	0	0	7	7
嘶野管理人	0	0	0	0	3	0	3
計	1	1	7	4	10	12	35

2000年1月現在

	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	計
本部職員	0	0	1	3	0	2	6
常用作業員	0	2	4	2	4	4	16
臨時作業員	0	0	0	0	0	0	0
嘶野管理人	0	0	0	0	2	1	3
計	0	2	5	5	6	7	25

設「語らいの里・嘶野」を平成元年に着想し早速造成、平成四年から運営している。

この造成に当たり五つの基本方針を立てた。

(1) 現状の自然景観を極力損なうこと無く出来れば自分が子供だった頃、四～五〇年前の田舎の姿を取り戻す努力をする。

(2) これを造成運営することにより本業の林業に経済的悪影響を及ぼさない。

(3) 借金をしない。

(4) 補助金を受けない

(5) 出来る限り地元指向で行く。

(1) については今都会の人が求めているのは都會には無い素朴さ、土臭さ、四～五〇年前の田舎の自然の姿ではないか。

(2) については今都會の人が求めているのは都會には無い素朴さ、土臭さ、四～五〇年前の田舎の自然の姿ではないか。

春には菜の花や蓮華が咲き、蜜蜂や蝶々が飛び交う。初夏には里山が瑞々しい若緑に輝き、宵には蛍が乱舞する。夏には大人たちは大川で鮎や鰻釣りを楽しみ、子供は小川でメダカやドジョウ掬いに興ずる。秋には心地良い風にススキがそよぎその上をアキアカネが群舞し、夜には鈴虫等秋虫が盛んに集く。そして冬には木枯らしの吹く中、刈り取りの済んだ稻田で親子が無心になって凧揚げに興ずる…。

ここは元々段々畑であったので一面には菜の花、土手には蓮華、水辺には菖蒲、秋には秋桜当在来の草花を植え、今のようにコンクリートの目地の込んで無い空隙の在る昔のままの石垣で鈴虫の増殖を図り、近くに2反歩程機や小槽を植えた「クワガタ山」を造った。三年前から

そこでクワガタやカブト虫が採れるようになり、夏休みに家族連れで来た子供たちを朝靄の立ち込める中そこに連れて行き、幹を軽く蹴るとバラと虫が落ちて来る。子供達は大喜びでそれを拾い、カブト虫やクワガタを捕まえると決まって、

「小父ちゃん、これ幾ら」と聞く。

「タダだよ」と感動すらしている。

また谷川水を利用して鮎、アマゴ、虹鱒の飼育繁殖も行っている。鮎、虹鱒の飼育は比較的簡単であるがアマゴは水温に敏感である。六度から一六度が適温で二〇度を越すと餌を食べなくなったり、二三度以上になると死に始める。毎年雨の少ない夏はハラハラしながら飼っているが、猛暑少雨の平成六年、七年は全滅させてしまった。

私共では水温の関係からアマゴの飼育は少し無理なのかも知れない。それなら一層のこと熱帶魚を飼ってみては?、エンジエルフィッシュの姿焼き、グッピーの踊り食いを嘶野の名物にしてみてはと考えたりしている!!

ゲンジボタルの飼育も平成元年から始めていた。私が子供の頃小川で沢山の蛍が飛んでいたところが農薬が大量に使用されるようになり激減し一時期絶滅したかに思われた。その後農薬規制がなされ徐々に復活、町内のそこそこで自然に飛ぶのが見受けられるようになった。そこで嘶野の園内を流れる谷川水を利用し今一度ゲンジボタルを蘇らそうと考えた。園内に一〇〇m余のゲンジボタルの生育に適した人工せせらぎを造り、餌になるカワニナを繁殖させ幼虫の

飼育をしている。今では六月中に延数千尾の蛍が飛び千人を越す蛍見客で賑わっている。この様に自然を活かした魅力づくりに努めている。

(2) の本業に経済的悪影響を及ぼさない。(3) の借金をしない。については将来的には林業の安定的な副収入の道にしようとは考えているがまだ実験段階、当分は赤字を覚悟している。その意味では利潤追求の事業展開ではないから、本業に悪影響を及ぼす事は避け、また後々まで利払いがつきまとう借金はしないことにした。

(4) の補助金を受けない。は最近都市住民の受け皿造りに対し自治省や林野庁から補助金が出来る。しかし補助金を受けると、あれはやつてはいけない。一年間にあれとこれをしなければならない。また面倒な会計検査が入る。ここはそうした制約は一切受けず思うように造り思うように運営したい。そこで補助金は受けないことにした。

(5) 地元指向でいく、は基本設計は地元に住む新進気鋭の環境デザイナーを相談相手に選び、建築設計、施工、電気工事、家具インテリア等出来る限り地元、それに近い所で調達しそれが多少なりとも地域の経済にプラスになると考えた。

具体的には延建坪一三〇坪余の一階建ての本格的なログハウスを建て、一階は三〇名ほどが集い会食の出来る広間、数名が語り合える応接間、八畳の和室、一階は寝室でシングルとスイートルーム。これらはシティーホテル並の設備を整えたハイグレードな部屋でゲストルームとし

て使用している。この建物は全て自家産材、他所の木は一本も使っていない。その意味で国産材だけで建てたログハウスとしては恐らくグレードに於いて、規模に於いて日本一であるうと自信を持っている。そして周囲に八人泊まる八人棟、六人棟、四人棟、そこへ泊まつた客が自炊をする自炊棟、また五〇人が使用可能なバーベキュー コーナーも造つた。これらは間伐材を使った簡易ログである。

正式の開園は四が合わされ仕合せになるとのゴロ合わせから平成四年四月四日としたが以来色々な方が訪れる。変わったところではネパールの大臣、スリランカの大尉、中国林業規範団、エチオピアの林業研修生、国際ボランティア アイズの若者等国際色豊である。著名人としては三浦朱門元文化庁長官、高木文雄元国鉄総裁、今JR東海社長の葛西ご夫妻、ファッショングザイナーの山本寛齊氏、グラフィックデザイナーの福田繁雄氏、また岩手、三重、奈良、和歌山、高知県の知事も来られた。しかし特別の人ばかりを相手にしている訳ではなく、近隣の子供会、ボーカル、老人会、身体障害者とボランティアの人達、特に夏は若い家族連れで満員となる。

またここでは種々のイベントを開催している。四季折々菜の花、虫、秋桜等に合わせ特設のステージでコンサートを開催。ニューヨークのジュリアード音楽院生を招いて本格的な弦楽四重奏の会も開いた。何れも入場無料で好天に恵まれると数百人の聴衆が集まる。コンサートは年二

回目は地元三重テレビとの共催で、ルパンギ島から生還した小野田寛郎氏とナチュラリストのC.W.ニコル氏それに私とで名々が森についての想いを語る「話そう森が口を閉ざす前に」と言う四五分の番組づくりをした。また六回目は県との共催で、I.T.、マルチメディア等の第一人者で中央で活躍中の東大教授月尾嘉男先生と三重県知事それと私とで「地域の活性化」について嘶野応接間で鼎談を行つた。月尾教授は登山やカヌーを趣味とされ、北海道から九州まで一二の自然塾の塾長をしておられるが、これが契機となり、三重県最大の川、宮川を巡つて月尾先生を塾長に迎え平成一〇年に「宮川清流塾」を立ち上げ、現在二〇〇名近い塾生を擁している。この森の文化フォーラムは今後もより充実させながら積み重ねて行きたい。

さて都会からの客があると私は近くの滝原宮を案内する。滝原宮は伊勢神宮の別宮で三〇〇年生ほどの杉桧雜木が茂つた四〇数haの見事な神域を持つ。ここを訪れた客は宗教的なことは別とし誰もがこの森の佇まいは素晴らしいと言ふ。また大宮町の自然景観も嘶野も素晴らしいと言つてくれる。これまで我々はともすると都会から取り残され田舎でショボンと生きてきた。平成八年の山林は県道沿いながら峰近くの山奥にあり一ha、ここには主に桧を植え「慶應志木の森・深山」と命名、非常に成長が良く今春から枝打作業が出来るようになつた。九年の山は地元中学の裏山で丘のような山。ここは櫟や椿や櫻等色々な雜木を植え「慶應志木の森・里山」と名付けた。そして志木高校生が来るときには地元の二つの高校にも呼び掛け生徒や先生

んでいたのかと自分の周りを見直し、田舎に住むことに自信と誇りを持って生き生きと仕事をし生き生きと生活するようになる。これを私は「元気印の鄙人」と名付た。自分自身は既に二重丸の元気印の鄙人であると自負しているが、嘶野で都会人と地元住民が交流することにより、元気印の鄙人づくりをして行きたい。それが地域の活性化に繋がるものと思う。嘶野の経営今は赤字である。しかしこれまでの経験から将来やり方によっては黒字になるものと思う。今は可能性を探り、人脉をつくりノウハウを蓄積する準備期間、実験の段階と割り切つている。次に教育の場としての森林、山村について述べる。私は慶應義塾の志木高校の出身である。そこで平成八年と九年に二ヶ所併せて四haの林地（皆伐跡地）を寄付した。以来春には植付けに、夏には下草刈りに志木高校生、先生、保護者、O.B.が訪れるようになった。今春も三月一二日から一五日まで三五人の生徒と五人の先生が来訪、午前中は植え付け、枝打作業をし午後はカヌーによる宮川下りや沢登り、登山等のグループ活動を楽しんだ。

平成八年の山林は県道沿いながら峰近くの山奥にあり一ha、ここには主に桧を植え「慶應志木の森・深山」と命名、非常に成長が良く今春から枝打作業が出来るようになつた。九年の山は地元中学の裏山で丘のような山。ここは櫟や椿や櫻等色々な雜木を植え「慶應志木の森・里山」と名付けた。そして志木高校生が来るときには地元の二つの高校にも呼び掛け生徒や先生

が参加する。都會と田舎の高校生が一緒にになって森作りに汗する。これは教育的にも非常に意義深いことであると思う。またこの事業に鳥居泰彦塾長が関心を持たれ九年から三年続けて春の植付けにお越し頂き、塾長には千年杉や櫻の記念植樹をして頂いた。私は地元世話人としてこの志木の森の成長を見守って行きたい。

私は県の教育委員をして八年目になるが、今教育は大きく変わろうとしている。ゆとりある教育が求められ、完全週五日制、総合的学習も始まる。そうした中、今後児童生徒がフィールドに出て観察をしたり体験をしたりする機会が増えるものと思う。その時キチンと指導出来る人材の養成が必要であろうと考え、昨年と昨年、県内小中学校の教諭一〇数名を対象に自然体験学習会を開催した。三泊四日で林業、森林、山村についての大学教授や実践家の講義、東京から森林インストラクターとそのアシスタンントを招いて本格的なキャンプの仕方、テントの張り方、仮設トイレの造り方、そして種々のネイチャーゲーム等、またリース細工やカヌー体験、ミニコンサートへの参加等楽しい部分も設け参加者は概好評のようであり今後は教諭だけでなく地域の若いリーダーも含め続けていきたいと思っています。

今、林家だけでは森林山村を守ることが出来なくなつた。一人でも多くの都会の人に嘶野を訪れてもらい、林業、山村の良き理解者になつてもらつ。それが迂遠なようでも林業、山村を維持発展さす上で大切なことであると思う。ま

今、山の民の果すべき役割

今、山の民の果すべき役割

「林業は消え行く運命ではないか」と述べた。しかし全国の全ての林家が林業を放棄すれば山は荒れ、山村は崩壊する。職を無くした人達が都会へ出て行つても今の日本はそれを吸収する経済ダイナミズムは無い。それどころか都会でもリストラが進み雇用問題が深刻になりつつある。失業者が駅構内や公園で屯するダンボール小父さんだけでは済まなくなり、都市近郊の河川敷に定職を持たない人やその家族が不法に住み着きスラム街が出来るのではないか。日本をこれ以上悪くしない為に、均衡ある国土の発展の為に田舎にも人が住み生活の出来る方向を模索せねばならない。林業が成り立つか否かは一つの業の問題だけではなく山村問題であり、更には日本の國の在り方そのものの問題である。しかし今の多くの国民は多分に自己中心的で目先の利益のみを追い求め深く國の在り方等を考えようとしている。特に政治、経済界の指導的立場の人達にそうした傾向が顕著であるように思われる。従つて我々林業家は自ら新しい道を拓き、提案し國民の共感を得るようにならなければならぬ。

そこで私は予てからバイオマス発電を提唱している。適切な除間伐がされぬ不健康な林分が環境問題になってきており、国県ではその促進

県型デカプリングと称し五〇年生までの間伐に補助金をつける制度を取り入れたが初年度のその予算が使い切れた。PRの不十分さ、手手続きの煩わしさもあるが、それよりも今の林家は補助金がついても間伐をしようと言う意欲も体力も失っているのでは無いか。以前のように間伐材が売れ多少なりとも林家に金が入れば間伐は進む。そこで間伐材の利用方法であるが、遮音壁、ガードレール、護岸工事用杭、セラミックス炭等種々開発され一部活用されているが大きな拡がりにはならない。これは人件費が高いからである。二万円の日当を払って間伐材を集め市場や工場へ運んでも原材料としては高く使えぬと言うことになる。バイオマス発電は間伐材と前述のダム湖の流木、生ゴミを固形化したRDFを燃料として、流域毎にミニ発電所を造ろうと言うものである。この三つは何れも処理せねばならぬものである。起こした電力は地元で消費すれば送電ロスも無くなり、余った時は売電の道も開けた。

温水を利用し温室栽培をし、共同浴場を造る。老人の多い地域であるからリハビリの機能を持たせた部屋や集会室も造り農林産物の販売も行う等地域のコミュニティーセンターの役割を持たせる。発電だけではペイしないものと思うが地域の福祉、環境保全等も併せ考えれば出来ぬ相談ではなかろう。間伐材が売れ林家に金が入れば間伐は進む。仕事が出来るから山村に人がいる過疎化に歯止めが掛かる。更に都会からの

せねばならぬものである。起こした電力は地元で消費すれば送電ロスも無くなり、余った時は壳電の道も開けた。

温水を利用し温室栽培をし、共同浴場を造る。老人の多い地域であるからリハビリの機能を持たせた部屋や集会室も造り農林産物の販売も行う等地域のコミュニティーセンターの役割を持たせる。発電だけではペイしないものと思うが地域の福祉、環境保全等も併せ考えれば出来ぬ相談ではなかろう。間伐材が売れ林家に金が入れば間伐は進む。仕事が出来るから山村に人が残り過疎化に歯止めが掛かる。更に都会からの

Iターン、Uターンも期待出来るのでは無いか。

日本では農林漁業共一次産業だけでは食つていけなくなつた。そこで六次産業の展開である。

三重県の阿山町に「モクモクファーム」と言う農業法人が在る。最初は伊賀豚の手作りハムから始め、今はハム、ソーセージはもとより地ビール、ワイン等を生産し、それを活かしてレストランを営み、またソーセージ作りの体験教室、ミニ豚やボニーとの触れ合い広場を造る等し年商二〇億余をあげるに至つていて。生産、加工販売、集客と一次+二次+三次=六次産業の展開である。彼らは先ず土地の取得から始めた。林業は駄目だ駄目だと言ひながら何十ha、何百haの林地を持ち杉松その他の木が育つていて。これを基に木材生産、農林産物の加工販売、豊かな自然を活かしての集客業等創意工夫をして六次産業を展開すれば新しい途が拓けるのではないか。

最後に我々山の民の役割として原風景の維持、修復を挙げたい。蓄積豊かな深山が在り手入れの行き届いた里山があり、水田がありきれいな川が流れている。これが日本の原風景であると思う。しかし現状では手入れがされず奥山は荒れ崩壊し、里山は人との関係が無くなり荒れ放題、水田は休耕されセイタカアワダチソウ、クズフジが繁茂する。川は谷川も本流もコンクリートブロックによる醜い護岸工事が延々となされている。今残されている貴重な自然の姿を大切にし、少しでも昔日の面影を取り戻す。これが将来山村の大きな財産となろう。

私は今雑木の導入に力を入れている。私共では既に三代目の山もあるが、これまで皆伐跡

に前回と同じように杉松を植えていた。しかし材価が低迷し人件費が高騰した現在出来る限り無駄な経費は省きたい。そこで本当に杉松の良く出来る所だけに植林し、尾根のヤセ地、沢の荒地には雑木を植えることにしておる。各々の山の自然、経済条件によって異なるが平均すれば七割が杉松、三割が雑木にならうか。これは昭和三~四〇年代杉松を植え過ぎたという反省もある。雑木を導入することにより地域全体の森林の多様性が生じ、昆虫、鳥、獣等の餌場住処が確保出来よう。また初夏の雑木山の若緑は山村に住み慣れている私でも瞠目するほど美しい。ここは杉松の深緑、ここは雑木の浅緑、ここは山桜を、ここには藤を配して…自然をカンバスに自分の思い通りに絵を描く。これは林家のロマンに満ちた特権ではないか。

こうした雑木の植林はグリーンボランティアの方々にお願いしている。これまで林業に縁の無かったサラリーマンや主婦、学生が関心を持ち始め体験労働をするようになった。三重県は登録制にしておるが現在一九五人の人達が登録している。彼等は無報酬、手弁当で喜んで植えに来てくれる。只働きばかりしてもらうのも気が引るので昨春一・二haの伐採跡地をボランティアの熱心な有志で作った「森づくり三重」の会に寄付した。彼等は休日毎に訪れ里山造りに励んでいる。

宮川清流塾設立については先に述べたが、今は塾長、ゲスト講師による公開講座で主に環境問題について塾生や地域住民が学び、資質の向上、意識改革に重点をおいているが、昨年から有志数名で、実践的なモデル事業「祝詞川に昔日の面影を」を始めた。祝詞川は一・二km程の小川で私が子供の頃よく釣りに通つた。カワムツ、アブラバヤ、ドジョウ等が釣れた。岩陰からスレット大きなクチクサリ(追星の出たカワムツ成魚)が出て来て餌のミミズに喰いついた時は大声を挙げて喜んだものである。

今は荒れ子供たちも寄り付かなくなつたが、先ず空缶やゴミ拾いをし、倒木を処理し、両岸の整備をし、蛇籠を使っての護岸工事をし、三ヶ所の生活排水流入部に簡易浄化槽を造る。蛇籠に使う石は現場で調達する。そのことにより流れに緩急、深浅が出来生態の豊かさに繋がる。そして最終的には二〇m程の三面張りの護岸工事をした部分を壊し、近自然型工法に変えるよう行政に提言する。この一年、何度も調査し検討を重ね、来年度から行動に移す。何時の日にか子供達が近くの竹藪で切り出した竹竿でミミズを餌にクチクサリを狙う日の來ることを夢みながら。

今、林業は未曾有の不況にある。この先産業として成り立つか否かの瀬戸際まで追い詰められている。私は恐らくこれまでの木材生産だけではやがて消えていく運命にあると思う。例えばやがて消えていく運命にあると思う。例えば外材がこの先が輸出国側の資源保護、環境保全の面から大量に入つて来なくなるとしても、一

千万ha以上植えられた人工造林、それが環境面
必要性から適切な間伐がなされた時、その材を
どう使用、処理するのか。容易なことではない。
一方森林は木材生産だけの場では無く、環境面で
も重要な役割を果しているとの認識が拡がりつ
つはある。しかし林業がそれをどう取り入れ経
営に結びつけていくか处方箋は出されていない。
また今後、国、地方の財政が逼迫する中補助金
に頼ることは困難であろう。日本の林業は潰れ
ても良い。安い外材をドンドン輸入すれば良い。
と言うのが国民国家の意志であり、時代の趨勢
であるのならジタバタしても仕方がない。当然
消え行くことになる。そしてその選択が正し
かったかどうかは歴史が検証しよう。

今の状態が常態であると認識し、補助金に頼
ることなく自らの力で発想の展換を図り、生き
延びる途を切り拓いて行く。そうした林家のみ
が今世紀に生き残れるのではなかろうか。

平成一三年三月二十四日

森林・林業基本法計画（案）について意見を出そう

林野庁は、現在、林政審議会で検討を進めている「森林・林業基本計画」へのパ
ブリックコメントを募集しています。

基本計画を実効あるものにするため、地域からの関係者の声を反映させましょう。

1. 期 限 平成13年10月1日

2. 意見の提出方法・宛先

(1) 郵 便 〒100-8952

東京都千代田区霞が関1-21

林野庁基本計画検討室

(2) 電子メール sinin_kihon@nm.maff.go.jp

あなたは林業をやつてみたいですか？

元 吉 利 人

(山梨県森林総合研究所)

私は現在、山梨県庁の出先機関に当たる県森林総合研究所で、森林・林業関係の研修を企画、

実行する仕事を担当しています。研修は親子を対象とした林業体験教室から、労働安全衛生規則に基づく作業主任者講習まで、付属施設で行われているものまで含めると年間約100日、3,000人の方が受講されています。

私たちの仕事は、受講者に適した研修の内容を検討し、講師を選定して、森林・林業の役割を普及することを目的としているわけですが、現在のように「業」としての林業が混迷し、その結果として森林の荒廃が深刻化している時代にあっては、むしろ新しい知識や技術を得るために、熱意を持って研修に参加てくる受講生達から、問題解決の糸口を見つけられるのではないかとさえ感じています。

今回この場で、研修の様子をいくつかご紹介することにより、林業・森林の抱えるいくつもの難問に、少しでも斬りかかって行くヒントになればと思っています。

1 林業教室

以前は、林業後継者として活動している青年

や、他産業から林業へ新規参入してきた人たちを対象に、育林、林業機械、特用林産等、専門的な講義を行っていたのですが、林業の衰退とともに、受講者の数も年々減り続けていきました。そこで、平成二年度からは対象を後継者、従事者に限らず、「森林・林業に関心のある」一般の方へも門戸を広げることにしました。受

講しやすくするために、それまでは平日に開催していた研修を、月一回、土曜日に行うこととして、募集についても新聞、テレビ、ラジオ等を積極的に利用して呼びかけたところ、定員を大きく上回る五一名の応募があり、予算等の問題もあつたのですが、全員を受け入れることができました。

対象者が変化したことにより、研修の内容には、基礎的な技術に関するものが多く取り入れ、また、森林の機能、効用など幅広い知識の取得を目指しました。平成一二年度のプログラムは

表1のとおりです。

平成一三年度も五一名が

受講していますが、二年間

の受講生の内訳は図1のとおりです。年

齢別では五〇代以上が半数

を占めていま

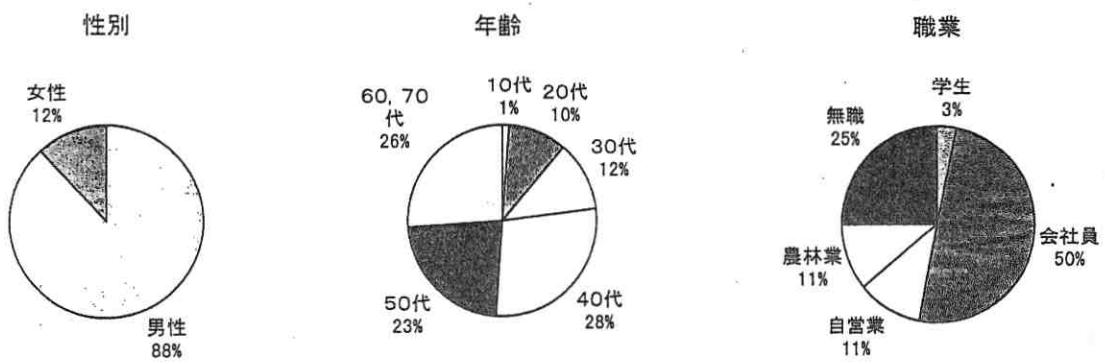
す。職業では会社員、自営

業の方が六割を占め、農林業を営む方は一割にしかなりません。無職と答えた方

表1 平成12年度林業教室

開催月	科 目	内 容
5月	開講式	「里山・奥山」日本山岳協会内藤理事講演
6月	下刈	手鎌による作業実習
7月	視察	木曽・赤沢自然休養林
9月	間伐	間伐理論と実践
10月	機 械	高性能林業機械試乗
11月	枝打ち	枝打ち理論と実践
2月	きのこ	シイタケ植菌実習
3月	閉講式	「木質バイオマス」熊崎筑波大名誉教授講演

図1 林業教室受講生



の大多数は、最近になって定年退職をされた方が多く、とくにここ山梨は首都圏から近いこともあり、東京や神奈川で会社勤めをされた後、定年後の生活の場として移り住んでこられた方が、森林・林業に目を向け、新たな技術や知識を得ようと参加される傾向が見て取れます。また、数字の上ではわずかですが、女性や大学生、高校の先生なども参加されるなど、森林・林業がより広範な人達を引きつけていることが伺えます。受講生の意欲は非常に高く、下刈や間伐といった重労働の科目に対しても積極的で、むしろ遊び的要素の濃いメニューは、かえって不評になるほどです。

2 技能者養成研修

林業教室をアマチュア向けの研修とすると、プロフェッショナル向けが技能者養成研修です。チーンソー、刈払い機、小型車両系建設機械に関する特別教育、はい作業（丸太などを高く積み上げる作業）、林業架線に関する作業主任者講習などを内容としています。受講生は、山梨県林業労働センターが実施する普通職業訓練。短期過程（林業機械運転科）の訓練生が主体で、彼らは当所で実施される研修のほかに、フォークリフト運転や玉掛け作業など、六七日間にわたって実際の林業作業に必要な技術・知識を学んでいます。

この訓練生達は、民間の林業事業体や森林組合に勤務し、採用後数年経過した、将来組織の中核となることが期待される人材で、平成二十三

年度は一二名、年齢は二〇代後半から四〇代前半で、四割（五人）が山梨県外からの移住者です。ところで林業に関して、いったいどのくらいの求人、求職があるのでしょうか。平成二二年度の山梨県における林業への新規就業者（林業事業体が新たに雇用した現場労働者。臨時雇用はのぞく。）は、女性一人を含む二七人で、三カ所の森林組合へ八人、九社の民間事業体へ一九人が採用されています。年齢別では一〇代一人、二〇代一四人、三〇代九人、四〇代一人、五〇代一人と、二〇代、三〇代が大多数を占めています。

これらの人達は、いずれも過去に林業の経験がない新規参入者で、東京、神奈川、埼玉など、山梨県外からの就業者が一六人と六割にのぼっています。首都圏等である程度の年数会社勤めをした後、林業の世界へ入るため山梨へやってきたという傾向が見て取れそうです。

また、ここ数年の新規就業者の推移を見ると、平成一〇年度一六人、一一年度一九人で、着実に増加しています。これに対して過去三年間をさかのぼった定着率は、八〇%と高い数字になっています。

前述の山梨県林業労働センターでは、毎年、林業事業体（森林組合を含む）との共同就職説明会を実施していますが、平成一二年度は各事業体からの一六名の募集に対し、一一六名の就職希望者が参加しました。

新しく林業の世界に入った人達の実際の様子

を、早川町森林組合で伺いました。

早川町は山梨県の南西部に位置し、南アルプスをかかえる人口六〇〇人の典型的な過疎の町です。森林組合は従業員一八名、県、町から受託する森林保育事業や林道補修工事などをおこない、直営のなめこ工場も有しています。給与は月給制、土日休みで、三〇才で諸手当込み二二万円くらいだそうです。他の組合と同様、作業員の高齢化が進んでいます。平成一二年、二二年にそれぞれ二人ずつの新規採用をおこないました。年齢は二七～三一才、四人とも県外からの移住者で、大卒、既婚者です。彼らと共に通しているのは、事務仕事よりも現場が好き。とにかく山のなかで仕事がしたいとの思いです。元々アウトドア好きが高じてこの職に就いたので、余暇の過ごし方もカラオケボックスではなく、魚釣りやキノコ狩りに夢中になっているそです。

3 林業への憧憬

このように見えてくると、林業へあこがれ実際にやってみようと思う人は、決して少なくないことがわかります。もちろんそれは、プロとして生活の糧を得るために、森林組合や事業体へ就職する人達と、生活手段は別に持ち、個人の楽しみとして行う人達に大きく別れます。

プロを目指す人達には、ひとつの騒がれたような、いわゆる三Kを嫌う傾向があまり顕著には現れません。これは月給制の採用など受入側の企業努力が功を奏しているのでしょうか。受入

側にあっても林業労働力の高齢化が進んでいるため、相当数の採用を行っており、良好な関係にあるように見えます。

言うまでもないのですが、ここで大きく問題になるのは事業者側の事業量の確保、採算性です。現在のように丸太価格が低迷し、間伐はもちろん主伐すらも満足でできない状態では、伐採→造林→保育→伐採という生産としての循環が成り立たないわけで、これが公益的機能を合わせ持つ森林の管理上で、大きな障害となっています。この問題の解決のためには、木材利用の促進や生産コストの削減など様々な方策が試みられていますが、現在までのところ決定打にはなっていません。

林業で生活していくといふ熱き思いを受け入れ、森林を守り、山村が活気を取り戻していくためには、かならず解決せねばならない大きな課題です。

この一方で、林業を一つのレクリエーションとして、楽しもうという人達にとっての問題は、その活動の場が見つからないといったところにあるのではないでしょうか。こういった林業教室や、各地で行われている森林ボランティア作業に参加したある程度の知識や技術を持った人達が、誰でも気軽に林業を体験できる、農業における市民農園のようなものが林業にも求められています。それには、より一層の公有林の開放、管理放棄された私有林の活用などを積極的に考えていかなければならぬでしよう。

4 やまなし林業くらぶ

最後に少しユニークな活動を紹介します。山梨県庁の林業技術系職員を中心となつて活動している「やまなし林業くらぶ」は、平成一二年に発足し、現在三三名の会員が活動しています。彼らのほとんどは林業系の学校を卒業し、技術職として県庁に採用されたのですが、最近の行政機関は事務仕事に追われ、技術屋といえども現場に出る機会はかなり減っています。そこで実際に林業をする上の現場技能の向上を目指し、あわせて人工林の保育、里山管理に貢献しようと、間伐の遅れた私有林のボランティア的間伐作業を進めています。間伐が早急に必要な森林を選び、所有者を訪ねて交渉、境界を確認した後、実際に自分たちの手で伐採を行っています。チェーンソーや安全具の購入はもちろん自前で、搬出用の小型機械なども会費で購入しています。搬出される材が報償となるわけですが、前述したようなきびしい経済環境では、とても収益は出てきません。にもかかわらず月二回、週末の活動には、暑い中、汗を流しての重労働に何名もの会員が参加してきます。

森のなかに響きわたる何台ものチェーンソーの音が、間伐の遅れた暗い山を文字通り明るくしています。戦後、人々が苦労して植えた人工林。手入れ不足のため荒れ果ててしまったこの宝の山を見るにつづけ、何とかならないものかとジレンマに陥る毎日ですが、それでもこうして多くの元気ある人々を引きつけてやまない山。森林には、かならず明日があると信じています。

切り抜き森林・林政ジャーナル

△新聞・この3カ月▽

「毎日」6月7日—CO₂森林吸収量日本に大幅譲歩

ドイツのポンで七月に開催される気候変動枠組み条約第六回締結国会議(COP6)のヤン・プロンク議長(オランダ環境相)の新提案の概要が六日、明らかになつた。各国の温室効果ガスの削減分に、森林が吸収する二酸化炭素(CO₂)量を繰り入れる制度について、日本の要求をほぼ全面的に受け入れる内容となつた。新提案はボン会議での合意の原案になつた。

「日農」5月11日—林業政策大幅見直し

林業政策が大きく方向転換する。木材生産に偏っていた現行政策を見直し、森林を「多様な機能を發揮する場」と位置づけ、この理念を林業基本法改正案に盛つた。森林機能は海外でも早くから注目されている。しかし、海外のように地域住民の協力を得た、森林管理が日本で成功するのか。

限界

これまでの林業政策では、木材生産の効率化だけを追い求めてきた。だが、木材需要が激減に落ち込んで林業経営を圧迫し、その減少を補うため伐採に拍車がかかった。必然的に山は荒れていった。その一方で、森林に対する国民の見方も変わってきた。従来の災害防止機能などに加え、温暖化防止や大気の浄化などの環境保全や野外教育に価値を見出す傾向が強まっている。

林業基本法の改正案に「多面的

機能の発揮」を明記したのは、「森林がもつと身近になれば、林業振興に対する国民の理解も深まる」(林野庁林政課)との判断だ。国会に提出中の改正案が成立すれば、国土保全や水源管理に配慮することで税制の優遇措置が受けられるといった支援策を用意している。

先行

海外の施策はどうか。森林総合研究所の池田俊弥理事は「国際的

には、健全な生態系の維持に目が向いている」と言う。中国は砂漠地帯に緑を復活させる植林活動「緑の長城計画」を進めている。また土砂災害に悩む長江の中流域では、鉄砲水を防ぐための植林に取り組んでいる。

木材生産の盛んな米国も、森林政策の柱は「エコシステム・マネジメント(生態系管理)」だ。ここでいう生態系は日本の多面的な機能であり、その維持を木材の生産性よりも優先させている。

林業基本法の改正案に「多面的

始動

日本ではいまのところ、災害を防ぐ「保安林」や生態系を守る「保護林」が、多面的機能を果たす森林の代表格だ。その面積は年々増え、両者で森林面積全体の約四割を占めるまでになった。今後はこうした機能を十分に発揮できるような施策を重視する。

その一つが、今年度から動き出

した「緑の回廊」構想だ。飛び地状態にある保護林の間に「緑の道」を設け、野生動物が移動したり、開発・荒廃により分断された植物分布をよみがえらせる。初年度は知床半島や奥羽山脈、大隅半島など計十カ所を設定した。

しかし、こうしたハード的な施策だけに終わらせない手立てはあるのか。海外の先行事例を見ても、

その後の森林管理をどうするかが成否のかぎを握る。カナダのよう

に、地域住民の協力を多面的な機能を維持する方式が日本で定着するのか。理解を得るために具体的な方策はあるのか。現状はまだ見えない。

再提案でも〇・六%と変わらず、川口順子環境相は反発していた。しかし、米ブッシュ政権が京都議定書の不支持を表明し、京都議定書発効の鍵を日本が握ることになった。プロンク議長は、日本の支持を受け、議定書発効を狙つたものとみられる。

【日農】 6月13日—森林整備に支援措置

林野庁は一二日、民有林の森林整備に対する新たな支援措置を二〇〇二年度から導入する方針を固めた。植林や間伐を確実にするため、森林の状況を確認する作業に対し、「定額支払い」を行うもので、同庁では高齢化や担い手不足などで滞りがちな民有林整備を促したい考えだ。

民有林の中には、林業者の高齢化や国産材の価格低迷などで、伐採されたまま植林されない森林や、間伐していない森林が目立ち始めている。

このため、林野庁では、都道府県や市町村有林を除く民有林を対象に、植林や間伐など森林整備がきちんと進むよう、「森林の状況を確認する作業」に支援することにした。

計画を立てた者や、所有地以外の森林の施設計画を立てた者などを検討している。

中須英雄林野庁長官も、同日の自民党林政調査会で、林業基本法改正案の今国会成立の必要性を強調しながら、「現在助成の対象となっていないが、森林管理に不可欠な作業に定額支払いを行うようなことを第一の課題として実現したい。来年度予算の中に入れたい」と新たな支援措置へ意欲を示した。

【毎日】 7月16日—バイオ技術を活用富士山の汚染改善

「朝日」7月15日—石油の代わりに木くずなど活用
木くずなど生物由来の資源をバイオマスと呼ぶ。木くずを燃やせば二酸化炭素(CO₂)ができる。しかし、植林による再生産によってCO₂は木に吸収される。化石燃料を減らすこともでき、地球温暖化防止への貢献度は高い。

花巻スイミングスクールには、燃料ペレット七トンを貯蔵できるタンクがある。業者が週に一、二回運んできて補給する。スイッチひとつでボイラーペレットが供給され、プールの温度を常時三〇度に保つ。

ペレット一キロは約四三〇〇キロカロリーの熱量を生み、二〇数円。灯油一リットルは約九〇〇〇円。

キロカロリーで四〇円前後。熱量当たりではそれほど高くない。

「設備は長持ちするし、総合的

な経済性は石油よりいいと思う」

同スクールの小林俊雄さん。燃え残った灰を取り出すのは重労働だが、混ざり物がない灰は烟の肥料にも使え、引き取り手は多い。

ち杉チップ式の処理槽に必要な杉チップ計約一トンの一部七五キロは小分けにし、一三、一四の両日、公募のボランティア計四三〇人が五合目から背負って運んだ。

富士山の七～八月の登山者は約三〇万人。山小屋のトイレや山頂の環境省の公衆トイレのし尿は、ほとんどが便槽から山肌に垂れ流されている。

バイオトイレは、静岡県側の富士宮登山道の山頂近くに設置した。「杉チップ式」一基（個室三個）とし尿を炭酸ガスと水に分解する「おがくず式」一基（同一個）。このう

アトランダム雑誌切抜き

7月~9月

◆揺れ動くドイツ林業一度重なる台風害の教訓ー／北村昌美（山形大学名誉教授）

台風害の教訓ー／北村昌美（山形大学名誉教授）

明治初年の日本から見るドイツ林業は輝くような存在だった。以来百余年ドイツ林業は体系化の努力を続けてきた。ドイツ林業の権化というべきワグナーの「帶状伐作業」は、寸分も乱れもない理論、きめ細かい現場での取り扱い、とりわけ風に対する周到な配慮など日本でも想像もつかないものだった。しかし最近ドイツでは、これらの施業法は“時代遅れ”的な感覚で受け止められ、主流は「自然的施業」「自然近似の施業」である。その変化をもたらしたのは、台風被害だった。

一九六七年南ドイツを襲った台風の被害は、シュバルツバートだけでも六〇〇万m³にも達したが、被害後数年で回復したように見えた。九〇年の台風では本土で七〇〇万m³、年間標準伐採量の一・三倍が被害。整然とした体系の下

で造成された美林が、見る影も無く破壊された。九九年にも大旋風

が襲いフランス北部・ドイツ西部が大被害を受けた。ヨーロッパ全土で被害は二億m³にもなり、フランスは年伐量の三倍が倒れた。こ

うした事態にドイツ林学、現場の森林官の落胆は察するに余りがある。しかし彼らはその実態を素直に受け止め、乱雑な被害森林の状態をできたら多様性の確保に役立てたいと述べる森林官もいる。

これまでには「人間に有用か」が判断の基準だった。しかし無用と

期待できない。ビオトープなどの

考

え

振興会)

◆国益と黒液／上埜武夫（前静岡大学教授）

自給エネルギーでは日本は全消費量の三分の一だが、アメリカは二分の一を超えている。黒液・廃材の利用では日本に勝り、CO₂排

出に配慮している。しかし古紙利

用率は日本五六%に対してアメリ

カは三八%。アメリカは生産した

パルプを大量に輸出、日本のパル

プ輸入依存率は二〇%などの要因

もある。日本のパルプ産業の省エネは、二〇〇〇年では、八一年の

三一・八%減、九〇年の八・八%

〇年後に最も良い場合でも一・四

減。しかし生産量は、八一年比九

割増、九〇年比一割増だから、九

〇年比六%減の削減目標が大変で

あるかを再認識したい。省エネが

限界とすればバイオマス・水素利

用の研究も必要だろう。また、化

石燃料を消費しないで生産したバ

ジンパルブからの上質紙と、化石

燃料を使って古紙を再生したもの

とどちらが地球に優しいかといえ

ば、LCA（ライフサイクルアセ

スメント）でもバージンパルプに

軍配をあげる。だが七割を外材に

依存しているわが国では、国内で

のリサイクルが必要だし、廃棄物

対策のためにも紙ゴミ減量が必要

だらう。LCAの手法を製品製造

に当てはめ、原料の選択、製造条

件

球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められている。(1)燃料や電気の消費削減、(2)CO₂発生量の少ない燃料への転換、(3)CO₂の発生のないエネルギー源の利用増と新規開発などだが、(1)(2)ではコストや生活の質を変える問題を含んでいて容易に解決しない。(3)では、エネルギー総供給量の三・一%を目指しているが、このうち二六%が黒液・廃材である（九九年実績では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用との判断が進められた。しかし無用と判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの新規開発などだが、(1)(2)ではコストや生活の質を変える問題を含んでいて容易に解決しない。(3)では、エネルギー総供給量の三・一%を目指しているが、このうち二六%が黒液・廃材である（九九年実績では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

や生活の質を変える問題を含んで

いて容易に解決しない。(3)では、

エネルギー総供給量の三・一%を目

標としているが、このうち二六%

が黒液・廃材である（九九年実績

では六六%）。

日本では、九八年に「地球温暖化防止対策法」の制定と「省エネ法」の改正がされ、対応が進められた。しかし無用と

判断されたものが除かれるようでは自然界とのバランスは崩れ、人は

間と自然が共存する世界の実現は不可能ではない。ビオトープなどの

新規開発などだが、(1)(2)ではコスト

件、製品の構造などに反映すれば、環境改善につながる。(『紙・パルプ』8月号／日本製紙連合会)

◆循環型森林資源管理システムの再生のために、堺正紘(九州大学農学研究院教授)、森林政策学)

わが国の森林・林業の厳しさを象徴するものが、人工林皆伐跡地の再造林放棄だ。各種調査から類推すれば、皆伐跡地の三割が再造林放棄地ではないか。再造林放棄地は優良な林分で今後も人工林として循環利用すべき林地である。放置してもいずれ高木林が成立するかもしれないが、周辺はスギ、ヒノキなど人工林で、有用広葉樹の種子もないことを考へると、高木林成立までの年数、その間の山地崩壊・土砂流出、水源涵養機能やCO₂固定機能低下など心配される。再造林放棄は、森林資源保護の途絶、循環型社会の形成への道を閉ざしかねない。循環型森林資源管理システムの壞死であり、山村社会存亡の危機だ。

先国会で成立した「森林・林業基本法」「改正森林法」でも森林所有者への森林整備を促している。しかし、再造林意欲が失われているのは「立木代タダ」という状況

があるからだ。一部には「皆伐否定」の見解もある。しかし木材資源の活用による山村社会の維持、大学院農学研究院教授)、森林政策学)の再造林を確保するため、木材利用と資源保続が実現できるシステム作りが求められる。社会的な支援体制を作るには、森林資源の利・活用を社会的に管理する仕組みが必要だろう。そのためには①森林資源所有、②森林の造成費用負担、③資源管理に向けての合意形成、地は優良な林分で今後も人工林として循環利用すべき林地である。放置してもいずれ高木林が成立するかもしれないが、周辺はスギ。ヒノキなど人工林で、有用広葉樹の種子もないことを考へると、高木林成立までの年数、その間の山地崩壊・土砂流出、水源涵養機能やCO₂固定機能低下など心配される。再造林放棄は、森林資源保護の途絶、循環型社会の形成への道を閉ざしかねない。循環型森林資源管理システムの壞死であり、山村社会存亡の危機だ。

先国会で成立した「森林・林業基本法」「改正森林法」でも森林所有者への森林整備を促している。しかし、再造林意欲が失われているのは「立木代タダ」という状況

があるからだ。一部には「皆伐否定」の見解もある。しかし木材資源の活用による山村社会の維持、大学院農学研究院教授)の再造林を確保するため、木材利用と資源保続が実現できるシステム作りが求められる。社会的な支援体制を作るには、森林資源の利・活用を社会的に管理する仕組みが必要だろう。そのためには①森林資源所有、②森林の造成費用負担、③資源管理に向けての合意形成、地は優良な林分で今後も人工林として循環利用すべき林地である。放置してもいずれ高木林が成立するかもしれないが、周辺はスギ。ヒノキなど人工林で、有用広葉樹の種子もないことを考へると、高木林成立までの年数、その間の山地崩壊・土砂流出、水源涵養機能やCO₂固定機能低下など心配される。再造林放棄は、森林資源保護の途絶、循環型社会の形成への道を閉ざしかねない。循環型森林資源管理システムの壞死であり、山村社会存亡の危機だ。

先国会で成立した「森林・林業基本法」「改正森林法」でも森林所有者への森林整備を促している。しかし、再造林意欲が失われているのは「立木代タダ」という状況

があるからだ。一部には「皆伐否定」の見解もある。しかし木材資源の活用による山村社会の維持、大学院農学研究院教授)の再造林を確保するため、木材利用と資源保続が実現できるシステム作りが求められる。社会的な支援体制を作るには、森林資源の利・活用を社会的に管理する仕組みが必要だろう。そのためには①森林資源所有、②森林の造成費用負担、③資源管理に向けての合意形成、地は優良な林分で今後も人工林として循環利用すべき林地である。放置してもいずれ高木林が成立するかもしれないが、周辺はスギ。ヒノキなど人工林で、有用広葉樹の種子もないことを考へると、高木林成立までの年数、その間の山地崩壊・土砂流出、水源涵養機能やCO₂固定機能低下など心配される。再造林放棄は、森林資源保護の途絶、循環型社会の形成への道を閉ざしかねない。循環型森林資源管理システムの壞死であり、山村社会存亡の危機だ。

先国会で成立した「森林・林業基本法」「改正森林法」でも森林所有者への森林整備を促している。しかし、再造林意欲が失われているのは「立木代タダ」という状況

部面でも機動的でダイナミックな動きを展開していく必要がある。

◆ 森林の公益的機能の確保のための国、県、地域の財源創設を

森林の公益的機能の発揮のために、中期的な展望の中で、管理と利用の両面におけるカップリングとデカップリングの枠組みについての議論を、流域・地域の森林管理委員会を中心に、森林関係者やN P Oとともに積み上げ、国民的な合意を得ながら、打ち出していくことが重要である。当面は一般会計からの支出を目指すが、その中で、機能別に受益の内容が明確になり、負担と給付の合理的な設定が可能になったものから、受益の内容や保全上政策上必要な額に応じて、国レベルでは森林環境税・炭素税・石油税などの目的税、県レベル、流域レベルでは水源税の創設や水道料金への上乗せ、地域レベルでは地域貨幣など、財源創設に向けて論議し、実施していくことが望ましい。

国民森林会議 提言委員会

提言者 相田 幸一

雨宮 弘子

内山 節

岡 和夫

田中 茂

手塚 伸

半田 良一(会長)

増田 美砂

山田 純(委員長)

給を調節する、できれば展示施設や乾燥施設も備えたストックヤードの建設が必要である。

5. 流域管理と森林管理委員会

◆ まず幅広い関係者、市民の参加する、森林管理に関する協議の場の設置を

森林の管理や生産にかかる全部面、すなわち多面的機能の発揮、ゾーニング、林業構造や木材利用構造の改革、労働力の確保、基盤整備や新しい社会システムの創設などの部面で、これまで以上に流域単位での相互体系化や施策展開が求められているのに、積極的な推進姿勢が見られない。まず、市民代表や森林N P Oも含む、さまざまな関係者が集まって、流域の森林管理について協議する場を作り、そこでの協議の進展、共同活動方針の決定、態勢整備の状況に合わせて、いろいろな権限を付与し、ゆくゆくは地域・流域レベルの森林の調査や基本計画の策定など、地域・流域管理の枠組みを担う森林管理委員会を作りだす必要がある。そのために地域・流域の森林管理委員会についての規定を基本計画の中に盛り込み、その端緒となる協議会の創設を、第一期の基本計画の中でうたい、その活動を支援する補助制度を用意することが求められる。

6. 国有林野事業

◆ 新しい森林管理を開くため、先導的な事業を広く担う国有林野事業の展開

国有林野事業は、すでに3機能区分に応じた管理・経営が導入されているが、水土保全林や共生林のうち自然維持タイプのものが多く、一般会計からの繰り入れを含め一元・一体的な体制のもとで、国民の期待に応える国有林ならではの特長ある事業展開にする必要があり、基本法の理念を体現あるいは先取りするような模範的な事業や先駆的な事業を展開することが必要である。

また、事業内容の設定については、国有林野の計画的な整備などにとどまらず、流域管理に即した柔軟な機能区分や施業内容の決定、市民参加や流域管理への流れを意識しての流域森林の管理・生産など必要な課題の研究と研究結果の公開、流域における調査・予測・評価など基礎的な作業への協力、市民の求める利用に適した情報の作成と公開、地域・流域の協議会（森林管理委員会）への参加、さまざまな研修機会の提供とN P O活動への協力、特にその力量養成への協力、森林管理や林業生産に必要な道具や機械の貸し出し、などが重要である。

7. 市民住民の合意と財源の創設

◆ 列島の森林の特性や文化の形成を踏まえた啓発を

森林管理への国民的な合意を得るために、宣伝・啓発方法に工夫が必要である。森林の有する一般的な特性や機能、地域・流域社会に果たす役割などのほか、列島の森林の特性を踏まえた啓発が必要である。日本人にとって、日本の森林は余りに見慣れた当たり前の存在であるが、森林率は世界屈指で、しかも、時間的にも空間的にも多様な植生を有するほか、早くに大陸から切り離されたために独特の相をもつ「日本固有種」が多数存在すること。しかも、そのうちの大部分は森林の下草として育まれてきたものであり、森林が失われればそれだけ貴重な遺伝子も失われることを強調する必要がある。また、そこを基盤にして、アイヌやオホーツク文化を含め、世界でも類を見ない高度な木材利用文化を形成し、それが今も森林があるおかげで維持・継承されていることにも留意する必要がある。それらのことを海外からの目でも伝え、保全への自覚と機運を高めるようにしていくこと、またそれを我が国の木材輸入先や世界の国々の森林事情などと対比させながら描いていくのも良い方法だろう。N H Kや海外メディアなどに働きかけ共同企画にしていくなど、この

倉構法など、大径材に頼らなくても簡略な強度設計が可能である) やスパンの拡張、手間の省略についても、大径材化が進めば有利となる。今後、長持期になるに及んで、大径材の供給が可能になり、木材の利用を進めるのに有利な状況となることが予想されるが、そのためにはそれに対応して建築基準法などの建築関連法規の改定が必要となる。構法などの改善とともに、材木強度の測定法などを改善し、基準法や品確法をパスしやすくなることも大切である。構法などの改善で、木造の評価を高め、建築基準法や公庫基準などを改定することが出来れば、今度はその公益性に着目して、国産木材の使用率や使用法によって融資内容を変えるなど、利用促進のための規定を加えることでもでき、国産木材利用率を高めることができるようになる。また、最終消費に対する支援策を拡充しそのことで素材生産を支える仕組みを工夫するのも一法である。

木の利用を広げる上で障害となっているのが乾燥である。乾燥については高温乾燥が効率性の面から普及しているが、木のよさや耐久性を失わせることが分かってきた。葉枯らし、天日乾燥のか、いったん水中に浸した上で弁を取り、管を開かせた上で中温乾燥を進めれば、木のよさを失わず使いやすい材となる。現実の流通過程ではこのような良質の乾燥コストの負担が難しいので公費補助が必要となっている。これが実現すれば、格段に利用が広がり、木材産業への公的支援の有効性が高まる。

◆ 資源の保続原則、自国に豊富な資源・再生可能な資源の利用原則の推進、利用区分ごとの利用率の明示

パルプの分野でも国産材の利用率を定めること、特に新聞部門で、外材針葉樹の使用率を抑えることができる、建築材に傾いている国産木材の利用率を上げる上で大きな効果がある。北欧や北米では伐採後の植林を行っているが、森林の保続や野生生物など生態系の保全の面から見れば、その伐採を一層抑制しなければならない状況になってきているという指摘が森林生態学の方面でされるようになってきた。輸入材について資源の保続原則を徹底し、認証材の利用に限定していくば、国産材の利用が広がる可能性が出て来た。

また、原案でも触れているが、再生可能な資源、自国に豊富な資源の利用という側面から、スウェーデンなどのように国策として、バイオマスの燃料利用を定めて、年次計画で利用率に関する指標を立て、それに沿うように供給量を上げていけば、間伐・除伐材などが無駄に放置されることもなく、産業を支える力がそこからも生まれ出されることになる。

自給率は今回良好な経営のための参考指標として提示されるだけになり、努力目標の域を出ないものに終わつたが、今後、国民的な議論の中で、上に述べたように、規制力の高いものにし、また、用材区分ごとの目標設定に加えて、利用区分ごとの目標を年次計画で定めることが重要である。

◆ 需給マッチのために多様な機能を備えた総合的NPOと流域ストックヤードの建設

林業経営でもう一つ見逃せないのは、画一的な規格品の供給に傾いて需要の多様化に国内の木材市場が応えられず、国内の森林の生産可能性や森林管理の動向に需要側が気づいていないという面があることである。また、木材の乾燥化の必要が明らかになっていても、地場産業のレベルではそのコストを誰も負担するがなく、湿ったままの材料が消費者に供給されてしまうという問題である。そこで、上流と下流の施業と施工とを結ぶNPOのネットワークをつくることが必要である。そこは、たとえば、消費者や建築業者に、木に合う土や石などを含むさまざまな素材を用意し、その多様な用途や施工例を示すだけでなく、利用法の研究を呼びかけたり、山に案内して、森林・林業をめぐる交流をもったり、上流に下流の多様な需要を直接伝えたりと、新しい利用形態を広げるための相互伝達と相互開発の仲介機能をもつことになる。また、流域など広域で、木材の需要と供

なる。

◆ 森林組合の再編については、有機性の確保と流域管理体制の整備を要件に

経営基盤の強化の必要から合併再編する場合には、地域の声が届き、反映されるという有機性の確保と流域管理につながることを基準に真に必要なものに限定して行うことが重要である。前述した認定基準の明確化と支援体制の整備の中で、実質的に問題点の解決につながるよう誘導することが望ましい。

◆ 公団・公社事業の見直しを

公団・公社による森林整備については、基本法の理念にかなう方向に事業内容や組織体制を見直す検討が必要である。

3. 労働力の確保

◆ 所要労働力を明示して、その確保については公的責任を明確に

林業の衰退の中で、現状では一見労働力の供給と需要はバランスしているように見えても、労働力の減少が供給事業の展開や供給能力に対して限界をつくり、それがまた労働力の減少を招くという悪循環が出てきている。

したがって、基本計画策定の中で、地域レベルから積み上げてきた事業量などに応じて所要労働力を明示するだけでなく、必要な機能の発揮という面からも社会政策的に必要労働力を算定すること、また、その確保については、専業的な労働力を基本として見通すことが、大切である。また、さまざまな労働のうち、公益的機能と密接な関係にある施業に必要な労働力については、公務労働の確保と同様に、最終的には国や地方公共団体が責任をもってその確保に努めることを明確にし、直接支払いも含め、その確保に努めるようすることが重要である。

その他、従来の、労働条件の改善を労働生産性の向上のみで実現しようとする方向には無理があり、新たに、新規参入者への初期の所得保障、賃金単価の中に公益機能加算を実施するなど、政策的支援が欠かせなくなっている。

◆ 森林官など養成・進路体制の拡充と、市民参加に道を開く各種実務の資格化

今後の各認定事業体における森林計画立案者や現場の施業指導者などの養成を考えたとき、大学の林学関連学科、林業大学校の教育課程の充実とあわせて、卒業生を迎える態勢の整備が重要になる。また、地域レベル、流域レベルで森林計画の策定実務や指導調整に当る森林官などの養成を考えたときも同じことがいえる。森林管理や森林施業につく能力を資格化し、既存の林業労働者や一般市民の中から、森林環境や木材に強い関心と一定の知識・技能・経験をもつものを積極的に登用していくことも重要である。

4. 持続的な林業経営及び木材産業

◆ 構法、乾燥法などの改善と建築基準法など建築関連法規の改定

木材の産業部門の改革を進めれば、木材利用の規模をずっと広げる可能性がある。そのために欠かせないのは、技術の改善とあわせて、利用部面に関する法的・社会的枠組みを変えていくことである。

例えば、住宅建築の分野では、都市防火や耐震性という面から木材の利用が規制してきた。防火については木材の燃焼が遅く、強度の劣化も少ないことから、燃えしろ設計上一定の材厚が確保できる大径材となれば、防火面からの見直しが可能になる。耐震強度（これについては先述した板

◆ 生態系に配慮した、控えめな山腹工、堰堤などに方針転換を
共生林はもちろん、水土保全林などに設置される堰堤などについても、生態や景観への配慮から、機能本位にならないよう、設計基準などについての配慮が必要である。時に地元の十分な了解無しに、事業体の仕事確保のために作られているようなものさえあるのは問題である。魚類など生態系への影響が大きいことを考慮し、森林の適切な植栽によつても保全できないような崩壊や土砂の流出についてはある程度許容するような考え方を今後の森林保全の方の一つとして導入してほしい。

⑥ 施業転換

◆ 公益性確保のための施業転換には、高率補助の適用を
水土保全林や共生林に望ましい長伐期施業、育成複層林施業に転換する場合は、施業転換資金の活用で対応するとしているが、これらが公益性の確保のための転換であることを考へるならば、従来よりも高率の補助率とすることが望まれる。

森林組合などの事業体・経営体がその施業・管理・經營を受託して施業の転換を行う場合には、総論で述べたように一定の要件が必要である。要件が整わないで、急いで転換を図ると根拠を残すことになるので、要件の整備とセットで進めるよう推進側の十分な準備と配慮が必要である。

⑦ 森林整備体制と地域林業の担い手

◆ 計画作成主体にNPOを含め、認定要件は分かりやすく明示する

森林整備体制の核になる森林施業計画の作成主体や施業計画の認定要件については、明確化する必要があるが、その際、考へる具体的な様態も含め、分かりやすく説明することとあわせて、特に主体の対象の中に森林NPOも含まれることを明記することが、今後の森林整備体制の確立に向けて必要である。特にNPOは、里山など所有規模の小さな森林の管理や共生林などでの事業展開に不可欠である。また、既存の森林組合については、経営基盤の強化のために合併などの道を進む以外に、公益的機能の發揮を目的とするNPOを結成ないし一部再編する道を選ぶことも可能なこと、またそれが結成された場合、それも公的な支援の対象になることを明記してほしい。というのは、事業規模の小さな森林組合の中には、先述したように実質的にNPOに近い存在が出てきていると考えられるからである。また、森林組合と提携して、素材生産・製材・建築をつなぐNPOも出てきているからである。

また、今後認定要件の明確化については、1森林計画・施業計画能力、2森林施業・管理能力、3木材生産販売能力、4労務管理能力、5人材養成能力、6資金的能力、7山村振興努力など、個々の項目について認定条件を定める必要があるが、既存事業体（者）の現状では欠けるところがいくつもあり、それを解決できるように公的な支援体制を整えていくことが求められる。

◆ 技術のソフト化と人材養成機関化を図り、森林組合を多様な森林管理の核にこれまで森林組合を矮小化してきたのは、補助金システムで、県レベルの林政に責任の一半がある。しかし、森林組合のかかえる林業・森林関係の情報や技術の集積は、ソフト化が進み多様な形態での森林管理が進むと予想される時代の、主要な根拠となるもので、その活用ができるよう態勢を整備し、森林組合の中から林業・森林整備の新しいリーダーが輩出するよう、人材養成機関としてその育成を図っていくことが重要である。

◆ 森林組合に労働者代表の参加を義務付け、施業計画の決定などに現場の声を届ける
森林組合については、抜本的に改革をしなければならない点がいくつもあるが、まずその構成員に労働者を加える方向で検討し、当面労働者代表の参加を義務付けることが改革への第一歩と

◆ 板倉構法などの推進やバイオマス燃料化で間伐材の利用用途を開く

今後大量生産が予測される間伐材の利用促進には、周知のように利用用途の多様化が鍵になる。その中で、建築部材としての用途を広げるには、製材加工作業の種類を単純化する必要があるが、部材の単純化には構法との組み合わせが大切で、その場合、技術的にも容易で現場の施工能力などと合致する板倉構法はその有力候補の一つとなる。板倉構法は強度計算が楽で、木材の超長期利用にも適い、部材数もごく単純化できるので、木造住宅の拡大につながる。間伐材をその落とし込み板などに多用すれば、建築部材としての利用が一気に広がると考えられる。

また、間伐材などの製材屑については、今後バイオマス燃料などの利用開拓も必要で、その際、重油ボイラーなどの固形燃料利用システムへの転換などの課題が生ずるが、小さな自治体の廃棄物処理の際に生産されると予測されるRDF（ただし、現状ではRDFの利用は、一定の設備を備えた大型炉に限定する必要がある）や建設廃木材の利用について同じ問題を抱える厚生労働省とも相談しながら、経済産業省に再生可能なエネルギーの利用促進の立場から強く働きかけ、石油に傾きすぎているエネルギー政策の転換を図る必要がある。そのためにも、ここでバイオマス燃料利用の促進を記載されたい。その他、パーク滓やチップ類の利用としては、家畜舎の敷床に厚く用いると、し尿の無臭化が可能となり、畜産上有利な素材となるので、その方面的利用拡大が検討されてよい。

⑤ 林道・作業道及び堰堤

◆ 公益的機能に配慮した林道・作業道の設計を

林道については、地籍が確定していればその他の手続き等が容易なために、他の道路に比べて安易に造られる傾向があったが、「新しい林政」の展開に当たっては、どの機能区分においても、公益的機能の重視の理念にあわせ、水土保全や森林生態系の維持などの機能を損なうことのないよう十全な配慮が必要であることを改めて確認しておきたい。機能区分に応じた方針の差異化が求められる配慮の欠如とならないように望みたい。特に資源の循環利用林については、面積が狭められたために、今後投資の集中が可能になり、路網密度が増すと考えられるが、真に保全や整備に役立つ林道を優先するなど機械的な開設にならぬよう配慮されたい。また、共生林のうち空間利用タイプについては、それが規模の大きなアクセス道路の開設を伴うために、自然破壊になりやすい面のあることに十分配慮して、技術構造基準の改定とあわせて、慎重な対応が必要である。林地を保全すべき保安林では、従来の設計基準に満たなくとも最小限の規模に抑える工法を採用できるようにすることが望まれる。また、原案でも触れているように、一般に、補助などの対象になる設計基準が画一的であること、水理学的な配慮が足りず、水力の集中などを招いて、土壤などの流出、地形の破壊を招く遠因になっていることにも注意し、プロセスや技術基準の見直しが必要である。その際、森林に負荷が少なく、取り外しが容易なモノレールの活用も有効な路網になるとされる。

◆ 幹線・基幹級林道などについては環境アセスの導入を

幹線・基幹級の林道、ある程度規模の大きな支線級の林道の整備計画については、立案の段階から地域住民や自然保護関係者にも情報公開し、環境アセスなど作成プロセスへの参加を促して、十分な時間をかけて実施することが望ましい。公益性をもつ事業だから、議会で承認されているからという理由で強行するのではなく、策定や実施のプロセスにおいても開いた形にしていくことが、公益性の実質化にとって不可欠である。

ことにもなる。また、現況調査については、境界確定が進んでいない現状でも進めていく必要があり、その際、位置確認のしやすいG P S（全方位位置測定システム）の活用をすると便利である。また、住民の持っている情報も含め、さまざまな情報を集約するための機能を市町村や森林管理委員会にもたせ、民国一元の流域森林現況図など、さまざまな森林地図を完成させていくその作業過程自体が、今後の森林保全を進めていく重要な基礎となることに留意されたい。

◆ 特に循環利用林の決定では、更新状況や土壌調査など林地生産力を調査する

有数の林業地帯として名を馳せたところでも、同じ樹種を3代続けて植栽する中で成長力に衰退が見られたり、下種更新の期待される伐採後の空地に実生稚樹が全く見られなかったりする状況がある。土壌劣化やミネラルの低下、また酸性雨などの影響か、土壌微生物の状態に異変が見られ、成長に影響を受けている場合もある。特に循環利用林では社会的な投資も大きくなるだけに、長期的な見通しが大切で、実地に照らした客観的な調査・予測が、機能区分や施業方法を決定する際の重要な基礎になる。ただし、社会的な特性などにより人為的な介入の密度や持続性が一定レベル以上で見込める場合には、現況からの予測とは離れて、一定の成長性や木材生産性が見込めたり、生物多様性など複数の機能の確保が期待できる場合もある。

③ 境界確定と森林台帳の整備

◆ 市町村主導での境界確定、地籍調査の計画的推進

地籍調査の進捗率が36%と低い現状では、境界確定ができないため、道路の開設や施業契約の締結、計画の策定、管理権の移管などに支障を来たすケースが多くなると予測できる。地籍調査の計画的推進とは別に、緊急な手入れが必要な場合や施業上空間的なまとまりを確保する必要がある場合もあるので、このような場合には境界確定処分予定の事前通知・公開と事前協議・調停の機会の確保などを条件に、市町村森林整備計画を立てるときに、市町村主導で仮執行ができるような体制を整える必要がある。（将来、森林管理委員会が整備された段階で、そこに移管する。）また、境界の確定実務は、直接支払いの対象にして、促進体制を整える必要もある。

◆ 森林台帳を整備し、諸事業の検証を可能にする

県レベルの林政担当者は概ね3年で任地や職場を異動するため、どこをいつどのように整備したか、甚だしい場合には記録保存さえ不十分な状況がある。森林組合からの声かけで事業が始まるというのでは、計画を立てる意味が全くないと言っても過言ではない。公益機能の検証や整備方針の当否を後に検討するためにも、森林の履歴台帳を整備し、今後の保全事業の基礎とすることが肝要である。また、それを電子情報化して全国的に利用できるようにすることも大切である。

④ 間伐の実施

◆ きめ細かな補助と弾力的な運用による間伐施業の推進

平成12年度は計画量の達成がほぼ見込めるとしているが、今後の進捗を図る上で何が必要なのか、実施上の基礎となる森林組合等の分析・評価も含めて、精細な分析が必要だろう。補助率の引き上げなどだけで機械的に対応するのではなく、例えば、公益性確保の観点からその実施を急ぐ必要のある森林については、林齡別に補助率を設定し、若齡林（初回間伐）については100%補助も含む高率の補助制度も用意した上で、管理計画の届け出の時に記載を義務付け、履行を図っていくなどの工夫が重要である。また、機械的な一斉間伐で効率化と実施率を稼ぐのではなく、現場に即した作業へと誘導できる措置をとってほしい。北国の豪雪地帯などは補助対象齢級の引き上げ、運用の弾力化が必要である。

ズに行えるようになると考へる。今回、環境税・炭素税や外部経済を含めたシステムについては検討だけで終わった感があるが、今後はそこからのより踏み込んだ提起が待たれる。

◆ 地域産材の木造公営住宅の建設及び林業労働者世帯の優先利用

定住化策の一環としての林業労働従事者の住宅については、地場の木を使ったモデル展示的機能を備えた公営住宅、公的施設の積極的な建設のほか、そういう公営住宅や公的施設の優先利用権を林業労働者世帯に用意することも政策化してほしい。

2. 森林整備・保全について

① 森林の機能区分

◆ 機能区分の決定における利用可能性の明示とボトムアップ

総論的意見でかなりを述べてきたので、ここではそこで書き込めなかったことに限って付言しておきたい。機能の3区分の設定に関しては、先述したように水源涵養保安林の扱いをめぐってグレイゾーンの追加などが必要と考えているが、いずれにしても決定に至る過程では、協議会の開催などボトムアップを図る必要がある。その場合、単に所有者や事業者だけではなく、広く林業労働者の代表や市民の代表、森林NPOの代表なども協議会に構成員として参加させ、その声を反映させることも意味する。特に山村の住民の中にはかって林業生産や薪炭林の経営、里山での濃密な経験を有している人たちが多く、彼らの森林に対する思いが非常に強いものであることは、今後の展開を考える上での重要な基礎になっていくことにも配慮願いたい。

また、所有者などに対して、区分の中でどのような施業が可能なのか、できることのイメージをしっかりと広げてもらい、選択や決定が積極的に行われるようにする必要がある。また、決定に際しては個々の林家の生活に大きな意味をもつ私有林と国・公有林を分けて扱うのは当然である。

◆ 施業規制が必要な財産区・一部事務組合林の公有化と新しい共生林の創造財産区・一部事務組合林・規模の大きな共有林のうち保安林の指定のあるものなどでも、実態としては一般の木材生産林と同じ扱いで皆伐されるケースもままあり、これに対して保安林制度への疑問や税金の使い方としておかしいという批判が起きている。そこで複層林施業への移行を誘導するだけでなく、これら公的性格の高い民有保安林については公有化するか、公有化しなくとも各レベルの森林管理委員会に委ねる道を作った上で、旧村落構成者とNPOが協議して運営内容を決めていく、新しいタイプの共生林にしていくことに留意されたい。

② 予測や評価も含む林況の把握

◆ 機能区分は固定せず、GPS等も活用しオープンな調査・予測・評価を優先させる

機能区分については、いきなり意見聴取や区分協議に入るのではなく、出来ればそれに先行して森林現況の調査（書面資料やランドサット等の映像資料による調査だけではなく、土壤や周辺生態等の分かれる実地踏査が必要。複数の段階に分けて行うことが実際的と思われる）、予測及び評価を踏まえる必要があり、しかもそれらの結果を広く社会に公表し、社会的な議論や世論の形成を図り、その支持のもとに行う必要がある。また、その調査・予測・評価に際しても、所有者や事業者だけでなく、土壤や森林生態の専門家、現場の実態や変容に詳しい林業労働者、多様な公益機能の発揮という理念の実現に熱心な市民やNPOの代表者も加えた共同作業の形をとり、客観的な対象をもとに相互に認識の共有と合意を図りながら進める必要がある。市民参加は、形式的なものととらえてはならない。これが改革の成否を決するものであることを銘記されたい。調査・決定過程への参加は、結果はどうあれ、事態を正面から受け止める態度の形成に結びつく

ような経営基盤の拡大に限定せず、また林業関係者だけの議論にするのではなく、森林の持つ公益性を前面に出して、地域にとって本当に魅力のある森林、地域が必要とする森林とは何かが施業上の細かな問題も含めて、大勢の人々の参加の中で明らかにされ、大勢の人々の合意、協力と支援で森林の経営や施業を支えていく方向を探る必要がある。先述した地域貨幣による支援などが出来れば効果は大きい。

第三は、森林資源の利用率の拡大である。ことに資源圧が高まり、差別化の難しくなっている杉材の利用の拡大についてはこれまで集成材などへの利用が図られてきたが、今後は、法案審議段階で検討だけに終わったバイオマスの活用などエネルギー政策の転換、接着作用をもつリグニンの抽出と含浸による木質加工技術の飛躍的進展、建築面では自国の伝統的な文化の継承や国民の木材利用の指向性、木材使用率の確保を困難にしている建築基準法（これには過度の都市集中の問題も内包されている）、公庫基準の改定、公共施設建設予算の複年度化などが考えられる。これらについては他の関係省庁との調整が必要となる。また、他方では杉・檜など画一的な規格材の生産に収斂せず、国民（特に若い人たち）の需要の多様化に応えられるように、供給木材の多様化を図ること、また、森林が産出するさまざまな樹種、形状、規格の材についての備蓄・乾燥・素材化・展示・加工の諸機能を持ち、必要なならば事業者や技術者にも連絡の取れる、多様な機能を備えたストックヤードの設置を、炭素の蓄積といった公益機能からも位置づけて、公的な支援のもとに進めていくことが大切である。特に多様化については、木の本来持っている魅力を生かすような方向での取り組みが必要だろう。高温乾燥では木が狂わなくなても、老化した耐久性の劣るものになってしまふ。高温乾燥を前提とした合板や集成材というのでは、木の魅力を生かすことにはならない。

このような一連の措置が伴わないと、中規模以上の林業経営体への経営基盤強化のための社会的投資は、それぞれの経営体に吸収されるだけで終わり、強化効果の少ないものとなって終わるだろう。

II 各論的意見

1. 山村の位置づけ及び定住策について

◆ 森林・林業基本法の条文の改定及び運用上の改善

今後の森林管理にかかる山村の位置づけについては、基本法では、多面的な機能の発揮の必要一そのための山村での林業生産活動の継続一そのための山村の維持、という3段構成になっているが、改正の理念に照らし、林業生産の部門だけではなく、外部経済の部門からも直接山村が評価され、その維持振興が図られる必要がある。そこで、第2条については、将来、下線部を新たに加えた、次のような文案となるように配慮されたい。そして、当面は運用面でこの規定にあうような措置を配慮願いたい。

「森林の適正な整備及び保全を図るに当っては、山村において林業生産活動並びに外部経済効果にかかる管理活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の促進やコミュニティ機能の拡充等による、山村の人的基盤の確保が図られるとともに、山村の振興に必要な、外部経済機能の評価も含めた経済的基礎の確保・創設に努めるよう配慮されなければならない。」

また、森林の公益的機能の重視という立場から、森林とそこでの労働に社会的な支援を行えるようになったことは、そこに将来にわたる、環境税・炭素税の創設なども含めた山村振興のための基盤・基軸が造られる可能性が開けたことを意味し、山村定住策などを大胆に進める基礎ができたと考えられる。さらに今後上記のような改正が得られれば、公益的機能を軸にした展開がよりスムー

NPOの拡大については、思い切ったデカップリングの導入が必要となることは先述したとおりだが、そのほか、例えば相続税の納税において山林の物納を市町村が積極的に認め、物納された林地の管理をNPOに委託するなど、その管理地を拡大する政策、さらに一部の森林組合、森林労働者、森林ボランティアのNPOへの移行などで、その形成自体を促進する政策などが必要である。

8. グローバリズムの調整

ひるがえっての意見となるが、中規模以上の林業生産的な指向を持つ林家や経営基盤の強い森林組合などについては、近代化の側面からの支援が可能で、また必要となるだろう。しかし、その際ただ経営の持続可能性を示すだけでは足りず、それ以上の展望を示す必要があると考えられるが、それに少なくとも三つの側面が付帯していないと、その成功は難しいと考えられる。

その第一は、グローバリズムの調整への着手である。それがないと、市場の低い末端価格から逆算的に形成されて育林原価も新植費用も出ないでいる山元価格の改善は見えてこない。資本と市場のグローバリズムについては世界各地で深刻な問題を引き起こしているにもかかわらず、わずかな例外を除けば、それに抵抗し、あるいは調整しようとする運動は、ほとんど伝えられず、相互に分断されている状況にある。したがって、調整への道のりはかなり遠いと考えられる。しかし、調整というにはまだ距離があるものの、近年いくつかのキャンペーンや森林認証制度などを通じて、いくつかの原則的な規制が成立しつつある。

一つは森林保続の原則で、成長量以上の過度の伐採はしないという原則である。また、新植費用も見ない価格設定や貴重な野生生物の生息地や原住民の生活文化を破壊するような森林伐採はしないという原則である。これらの運動に連動していく施策が望まれる。今後は、さらに資源、特に再生可能な資源のあるところではその生産と利用を保障し、併せてコミュニティの保全を図っていくという原則が確立されることが望ましい。また、グローバリズムの調整には、為替レートの変動による得失の調整を国内国際の産業間で図るように仕向けていくことが含まれなければならない。輸出入のバランスを調整する通貨為替レートの変動は、国内で見たときには競争力の強い部門のために、弱い部門が犠牲にされる形となり、またそれが当然の事象として観念されているが、そうではなくて、為替変動による不利やリスクの弱い部門への発生、破壊を不当ととらえ、その転嫁を防いでいく必要が生じている。それはことに、公益的な機能に大きく関わり、長期の保続や安定した利用を第一義的に必要とする資源に関わる産業においては欠かせない政策である。また、このような国際的、国内的な調整とは別に、山元にとって著しく不利な、余りに逆算的な価格形成関係を、流域管理などの手法により国内的に調整していくことも必要である。

もう一つは地元の地域、流域での支援である。地域流域の人々が、市町村などを通じて林業経営からの撤退を思いとどまらせ、協同化を促すために、必要な支援をする態勢を組むことである。その際、小規模林家の施業や経営の森林組合への委託を核に構想を練る場合にはいくつか解決しなければならない問題がある。小規模林家の篤林家の中には、高性能機械などを導入せずとも、森林組合のそれとは比べようもないぐらいの非常に効率性の高い個人施業体系と出荷態勢を作り上げている人がいる。そんな努力をするのは、委託すれば割が合わないことを知っているからである。施業委託はある程度進んでも、経営委託は進んでいない。森林組合がある程度効率を上げても委託が難しいというのが現状なのだから、よくあるような森林組合の事業確保、補助金稼ぎのための施業委託では、林家や所有者の協力は進むはずもない。森林組合が経営基盤を強化し、高性能機械の導入に踏み切る道を進んでも、委託側にとっての「割のよさ」が実現しなければ、委託は大して進まないだろう。そこで、その

6. 非営利系のシステムの創出

もう一つの、非営利系のシステムを創出することで経営系にもたらされる効果について述べたい。

今日的条件のもと経営にとって負担の大きな、環境保全機能などの維持、発揮をNPO、デカップリングといった非営利系のシステムに委ねていったり、両者の協力関係を作り出すことができれば、経営のフットワークを軽くしたり、経営基盤の強化のために行う森林組合などの統合の範囲を小さくすませたり、統合で実質廃止する事業部門の範囲を小さくすませたりできる可能性が生ずる。

つまり、経営にとっていくつかプラスが出てくる可能性がある。逆に森林組合などを統合するだけではフットワークが軽くなるとは言えず、フットワークを軽くしようとして、重い部門を切り捨てたり、自治機能の整理をはかったりすれば、雇用や施業範囲が小さくなって、山村経済、林家・所有者の負担との関係でマイナスを生じたり、協同組合としての性格や自治的性格を失うなどのマイナスを生じたりする可能性が強い。そんな面からも、NPO、デカップリングといったサブシステムの検討が必要である。

7. 零細・小規模所有林

さらに、近代化とは別の方向からの意見を述べておきたい。

言うまでもなく、日本の森林、特に里山では、そもそも自給的な生活形態や農事上の必要と結びついて形成されてきたところの小規模零細所有森林や入会林的な性格あるいは共同体的な規制を強く残した森林が多く、そのため森林組合に施業委託して拡大造林などをして、その反面で個別的な林木の利用や処分の自由にこだわるなど、いずれにしろ、林業的な経営を意図しないものが面積的にかなりを占める。ところが、移管や共同化など経営基盤の強化は、林業経営の効率化といった側面からの働きかけになっているため、伝統的な意識とはかなりずれてしまう面をもってしまう。また、メリットも利子や譲渡税の軽減などわずかなものなので、これらの措置でどの程度経営基盤の強化が図られるか疑問である。実態がそうであるならば、森林法等のように、特例措置のつく計画作成、管理の委託と他方での施業実態の審査、命令、処分という形で誘ったり、責め立たりしても、かえって反発を招くだけとならないか。むしろ、公益的な機能を軸とした森林管理を言うのならば、このような小規模零細林家に対しては、先述したように性格と内容の異なる選択が出来るようにしておいて、産業や経営としては成り立ちにくくても、伝統的な意識に沿いつつ良好な管理を担保できる方法を指向すべきではないのか。

「新しい林政」では、里山については「共生林」にもっていく方向が見てとれるが、その内容が上に述べたものに合致するよう内容の吟味が必要だと考えられる。「共生林」の指定に入らない零細・小規模所有林もあると考えられる。これらについても上記のような視点からの施策方向が望まれる。

そこで注目すべきなのが、森林組合などの内でその意欲や可能性を発揮できないでいる、あるいは村にあって今は林業から離れているためにその能力を発揮できないでいる人々の存在である。これらの人々が所有者と連携して、新しい労働と技術の森林NPOを創出し、これら零細・小規模所有林の再生をはかっていく可能性がある。デカップリングによる支援などが必要だが、NPOの方から申し出て、公益性にのっとっての必要な管理・施業をする。価値ある林木の処分や権利の変動を伴わずにすむので所有者から気軽に受託できるし、里山の性格が強いので、多様な魅力を秘めた森林作りが可能になるのである。各地の『自然公園構想』などにあるような、山村（地元）の暮らしと切り離された、とてつけたような公園作りをするために、買収や移管を通じて結局は所有者や山村の人々の権限を薄めるものならば、「共生」とは全く似て非なるものが出来てしまうというべきだろう。

そして、外部経済性や素材特性に着目した多様な利用を位置づけて行くには、総論的な意見として森林管理について述べたのと同じことがこの木材の利用に関するものと見て、一般化すれば、NPOの発展とデカッピングによる社会的支援が欠かせない。それが先導して各種の事業を起こし、その広がりの中で経営化が可能なことが明らかになった事業に資本が参入するという形を追求すべきなのである。

5. 林業の近代化

さて、もっと視野を絞った形で、「新しい林政」の検討方向を問題にしてみたい。法案審議を通じて、ゾーニング、施業形態とともに、規模の拡大や経営基盤の強化など林業の近代化が語られている。森林荒廃の解決にどこまでつながるかは別として、現在の森林管理の主要部分を担う林業生産や林業経営の立場で、当面の展開や発展を考えたとき、言うまでもなくこれらは重要な意味を持つものである。また、森林の保全についても一定の可能性は有しているのであるから、その面からも見ておく必要がある。今日目を向けるべきものはそのような近代化の方向だけではないという面があるとしても、現実に林業経営の山村経済に果たす役割、森林の育成に関わる働きの大きさを考えれば、林業近代化の流れが今後どうなり、経営が問題をどう克服していく必要があるのか、現実の困難と可能性とその双方をきちんと見ておくことが非常に重要なのである。ただし、ゾーニング、施業形態、規模の拡大、経営基盤の強化などについては、先述したように第一部提言で詳述しているので、ここでは二つ、水源涵養機能と水土保全林について付加的に述べるとともに、NPOといった非営利的なシステム系を創出することで生じる経営系への効果について述べるに留める。

今回の機能区分のうち最大の面積を占める水土保全林の大部分は、水源涵養機能を最重視する森林、おそらく水源涵養保安林などを中心に指定されていくことと思われるが、現在水源涵養を第一義的機能として、機能区分してまでその積極的釀成をしなければならない区域はどの程度あるだろうか。生産目的にあてないほうがいいというのであれば、自然維持林としてむしろ今回の区分ならば「共生林」に入れたほうがすっきりする。生産が可能というならば、資源循環利用林に入れてその中で、施業の指定をして、積極的に両立を図るか、あるいは後述するようにグレイゾーンとした方がよいと考える。

水源涵養機能は主に森林土壤の厚みが担っている。落ち葉の分解の遅い杉・檜の人工林が広葉樹林の涵養機能に比べて多少落ちることははあるにしろ、間伐など通常の建材目的の施業が実施されている森林では、極端な皆伐や地形の悪い場所での施業でない限り、下草なども生えて土壤も保たれ、涵養機能が問題になるほど落ちることはない。まして、択伐により複層林施業にもっていく場合は、裸地化が防がれて、両者の矛盾はほぼ解消できると考えられる。

そこで、水土保全林を指定する場合は、限定的に扱う必要がある。具体的には現状で土砂の流出が激しい場所や土砂流出防備保安林などに重複指定されている場所、また水量の確保が喫緊の課題になっている場所、財産区・一部事務組合林など生活のかかっていない森林で水源涵養保安林などの指定がされている場所などである。それらを除き、施業の区分はよいとしても、機能区分の指定については、避けるか、原則的に育成複層林施業を条件として、循環利用にもあてられるようにすること、つまり生産ができるとの伝わりやすいグレイゾーン（あるいは両用ゾーン）とすることが望ましい。計画を下ろしていく段階でも、厳密に線引きして、循環利用ができないなどの誤解を与えないよう十分配慮すべきである。造林適地での循環利用が望ましいのは無論であるが、山村の現況、さらには木材生産機能も確保すべき公益機能の一つであることを十分に考慮する必要がある。

一概に言えないとしても、当然、個々の労働者は、被雇用者というよりは対等な構成員といったものに近くなり、計画の立案等も含めて作業過程全般について自主管理の色彩を強めていくことになる。そのように創意や自覚を得やすくなることで公益性が支えられていくという新しい労働構造が出てくることに注意をする必要がある。

4. 経営や施業面に関する改革

第四に、経営や施業面に関する改革についてである。市場のグローバリズムと自由貿易体制が続く中で、また、工業的な形態での素材や部品の製造がますます一般化しつつある中で（特に建築分野など木材に代わる素材の利用が進む中で）、今後「国産材時代」が自然に到来するとは考えられない。国内の木材の利用を進める方策を、そういう市場の動向に対応できるような林業及び木材産業の競争力の維持、増強といった方向にのみ求めるのは、誤りである。木材利用拡大の根拠は、そういう市場性に求めるだけでは得られず、その特性、すなわち、再生可能な資源であること、省エネルギーな生産物であること、温暖化防止機能のある素材であること、温度湿度など生活環境を調整緩和し、身体になじむ生物素材であること、燃焼の進行が遅く、有害ガスの発生も強度劣化も少ないと、結晶化などにより長期に強度が持続し、味わいが深まる素材であること、その上、国産材・地域産材ならば山村などのコミュニティを維持し、森林の公益的な機能の発揮のための社会的基礎を用意するものであること、国や地域の伝統的な文化や産業の伝承・発展に寄与することなど、現在の市場の価格形成機能の中には反映されにくい、いわゆる外部経済性や素材としての特性の中に求めなければならない。したがって、木材の利用を進めるには、そういう外部経済性や素材特性をどうやって市場経済全体と関係づけていくか、その枠組み作りの中に、その答えを見出さなければならない。融資や税の軽減、補助といった政策的支援は、そのような枠組みと結びつけて大きく構想すべきものである。「新しい林政」では、支援の対象を木材産業等にまで広げたものの、その適用は経営の負担を軽減するという方向だけで終わっていて、枠組みとしては小さすぎる。

また、利用や生産の問題を語るときに忘れてはならないことは、日本の森林にとってどのような利用や生産が向いているのか、という視点を欠かせないということである。特に、森林の公益的な機能、多面的な機能の発揮を森林管理の基本的な方向として定めるのならば、利用と生産もそれに規定される形で語られなければならない。特に、市場競争力を失って、市場の側からは木材の利用と生産が進みにくくなっているときには、利用と生産も自然生産力に依存する方向に向かわざるを得ず、自然力に依存する方向を強めるならば、北米、欧州、シベリアと比べてはるかに多様な樹種を自生することを特徴とする日本の森林では、自生する多様な樹木の中から多様な樹種と材質を利用する幅広い利用技術を形成、発展させていくことが大切になる。「新しい林政」では、そのような観点がほとんど見出せず、林業経営や木材産業は、市場が求める木材・製品の供給という面から論じられていて、その内質において、森林の多面的な機能の発揮とは、対立的あるいは並列的に捉えられていたのは残念である。

また、利用の内容が産業的な利用に偏って示されようとしているのも、今日国民が求める森林の多様な利用の方向とずれているというべきだろう。多様な樹種、材質を、産業的利用だけでなく多様な利用形態で利用していくこと、その大きな流れの中に産業としての林業や木材産業も位置づけおすことが大切である。そうすれば、循環利用林だけで、あるいは杉・檜の人工林だけで木材利用を語るのではなく、水土保全林や共生林の自然維持タイプにも広げて、その利用を語ることができるのである。

必要はNPO、NPOに近い森林組合などの協同組合においても同様である)の両面からも必要である。このような待遇の改善は、新しい森林施業が労働者を第一線ととらえた上で、主体的自発的に取り組まるようにする必要のあること、森林の多くが林家の自家労働によって管理されているものであることなどを考えても、重要である。

それとは別に、調査、計画立案、施業転換、研修、社会的調整など公益性の新たな確保に関わる部分の労働(技術)については、デカップリングなど直接支払いの対象とする必要があることも抑えておかなければならぬ。

さらに、労働についての評価基準も、従来のような要素の単純な労働生産性の物差しではなく、公益性や協同性など、要素複合的な物差しに造りなおすことが必要になる。また、第一線ととらえる以上、地位に関しても、変更される必要がある。

もう一つは保全施業の効率的展開という点である。経営的な視点では、所有者利益や再生産費用の確保などを重視するのは当然であるが、公益的機能の保全の立場から施業面積や労働(力)の確保という視点で見ていくと、補助金など社会的支援がそこに向かって直接投入されることが重要になる。このような直接的な効果とか効率性の確保という視点からも労働をめぐる関係を捉えなおしておく必要がある。

もう少し、具体的に言葉してみたい。まず、計画と労働や技術との関係だが、森林管理に計画性を導入するとしても機械的な適用には無理があり、個々の森林はその土壤的条件や気候的条件により、また遷移の段階や周囲の生態学的状況により個々に事情を異にするので、結局は現場の個々の状況から判断して、計画を造り直したり、施業内容を変えたりしていく必要がある。適用される作業システムへの適応、その現場状況に応じた個々の段階での適用、伐木の実施なども専門的な技量が必要である。技術が高度化するとともにそれと結合する労働も高度化するのである。したがって、単に質的に高い労働力が求められるとか、自発的、主体的に取り組まれる必要があるというだけではなく、それが新しい施業展開の第一線に位置づくものであり、その帰趣を決する性格をもつものであることを理解しておく必要がある。となれば、例えば、育成復層林施業の場合、森林官の配置密度を高めたり、30～50haあたりに一人の密度で森林作業者を配置したりすることも重要だが、それだけでなく、現場の労働者のかなりの部分にそれと結合する技術性や専門性を求め、またそれだけの権限を認めていくことが重要と考える。フォレスターや森林官の多くは、専門的知識・技術に通じているとしても、判断や適用が正しいとは限らず、多くの目により補正を図っていく必要があることも見ておかなければならぬ。特に、「新しい林政」が求める、新しい施業体系を創出し展開していく段階では、現場の労働者の創意や志向が必要となってくるのである。

天然更新と労働(力)の関係だが、一斉林を採伐した後、天然更新を期待するといつてもそれが結果的に放置に終わるならば、毎に更新が阻まれた、1930年代の失敗をまた繰返すことになるだろう。つまり、天然下種更新などの拡大は、省力化につながることは限らないのである。むしろ増大することも考えて労働力の確保をしておく必要があるのである。機械化と労働(力)の関係でも同じことが言えて、单層林施業から複層林施業へ大幅に移行する場合、複層林施業の内容は大型高性能機械の導入には必ずしも適さないこと、効率的な展開には高密度路線網を前提とすることなどを勘案すると、ここでも単位面積あたりの労働力の確保をしておかなければならないことになる。

さらに、調査などの過程で、市民との協働、情報の公開や説明責任が新たに求められることになる。新たにそういう対人、対社会的側面をもった労働となることも抑えておかなければならぬ。

将来、施業、管理、経営の主体が自発性の原理の働くNPOなどに徐々にでも移行していく場合は、

以前から経済学者の間では、デカップリング（生産と所得を切り離し、社会が税金などにより、公益的機能など外部経済価値を発揮する存在並びに活動に対して、その費用を直接支払うシステム）政策が適當と判定されており、またその実現が期待されるに至って久しい。デカップリング政策はヨーロッパなどでは既にさまざまな形態が考案され、実施されつつある。「新しい林政」の展開方向では、その方面からの提起がほとんどどこにも見出されないのはなぜだろうか。また、本格的なデカップリングの政策があって、初めて公益的機能の発揮に最適なNPOが、安定的な活動の基盤を得、飛躍的に成長、展開できるようになると、この不在は決定的な問題なのである。

森林の公益的機能の多くは、その受益者が流域の中で完結すると考えられる。したがって、市町村が主導して、広域的に連携し、流域内にその財源を求めていくのならば、国税などと比較して給付との関係で矛盾が生ずる割合は小さくなる。あるいは、地域デカップリング委員会を組織し、そこで保全すべき外部経済価値や公益機能を具体的に決定し、保全作業などに携ったものに地域（エコ）貨幣を発行し、その貨幣を協定商店（街）などで通用できるものとすれば、税金などの財源よりも、負担が自発性に委ねられることで、もっと給付と負担の間の矛盾が小さくなる。

3. 新しい労働構造

根本的な問題として第三に提起しておきたいのは、林業や森林管理にかかる労働や技術、特にNPO（あるいは協同組合なども含めて、実態的にその事業内容がNPOに近い事業体）における労働を新しい姿においてとらえることの重要性である。森林管理の方向が変わることで、森林に関わる労働（技術）もまた生産的な労働（技術）から、公益的な機能を持続的に高度に発揮させるための労働（技術）へと変わることになり、そうである以上、その労働（技術）を確保する責任は、直接間接を問わず、最終的には従来の雇用者から移って、公益的機能の受益者である国家国民や流域社会が負うところとなる。特にNPOやそれに近い協同組合などの場合、信頼と契約によって事業が始まる点、自発的に事業を設定する点、一定の経済的自立性をもつ点などで、その従事者の労働は、行政の執行に当る公務員や経済事業の内容が制度的に制限された公社員などの労働ではないし、公務・公社員などの労働として見るべきでもないが、その労働は自発的側面があるとしても、公的責任も有し、公的労働という側面の強いものとなるのである。ただし、ここでいう「公的労働」とは、すべての私的労働、特にサービス労働が一定の奉仕的性格をもつという意味での多分に予定調和的な公的性格ではなく、市場に任せていては実現しない、また一般の経営が参加しようとしない公益的価値の実現にかかる、また、その事業が公益性を持つものとして社会的に認知され、あるいは公的な計画の実現に関わるという意味での公的性格なのである。そうであるとすれば、一定の要件を満たせば、その給与部分は直接公的に補償負担する道を開いてもよいと考える。

いずれにしても、生産性の向上や経営基盤の強化をもって、あるいはそれと並行して、待遇を改善していくというのではなく、報酬その他労働条件についても景気の動向や経営状況に左右されにくい、公的労働に相応しい待遇が用意されなければならないことになる。このような待遇の公的保障は、労働（技術）力の量的確保（これは公益的機能の確保の成否を決するものである）、質的確保（新しい公益的な見地に立っての労働（技術）は、新規の課題に挑戦するものとなっている。特に今回、育成単層林施業から育成複層林施業への移行を中心とする画期的な施業転換の方向が打ち出されているが、これに伴って、林業機械と林内労働を組み合わせた作業システムを設計する技術や、現場で抜き伐り対象木を選定する技能などが幅広く要求されることになる。これらの要請に応えるだけの能力を備えた技術者・労働者を各森林経営体へ配置できるように養成することが重要な課題となってくる。この

ステムの創出とは、生産や経営のための支援を廃止するという意味ではなく、残し改善しつつもそれとは別に、現実の中により公益的機能に適った事業形態（となりうるもの）を新たに見出し、それを支援する社会的システムを用意し、そのことで森林所有者、管理者、事業者が道を自由に選択できるようにもっていくということである。

(1) まず、第一の、主体の問題について述べる。従来の森林所有者にしても森林組合にしても、その他の林業関係の会社や事業者にしても、私的な営みが結果として一定の公益的機能を果たしてきたということはあっても、環境保全や共生といった公益的な機能を発揮することを目的として森林を所有、ないし管理をしてきたわけではないだろう。したがって、私的な経営が困難になってきた中で、公益的な機能を高度に発揮させる林地区分や施設を拡大するという以上、それに対応するところの性格を備えた団体や個人が新たな管理主体として構想、提起され、それに見合うシステムが構想されて当然である。ところが、この展望については、「新しい林政」では言及がない。経営基盤の整理・統合・強化をはかる一方、一般の林家には伐採の届け出を義務付け、意欲的な林家・事業体（者）には経済上の特例措置を用意しつつ良好な施設計画の提出・遵守へと誘い、問題の多い森林所有者・事業体（者）には勧告や命令などの措置をかけることで、全体として良好な施設・管理に向かうことを義務付けることを狙いとしており、また、それで足りるとしているように見える。

厳しい状況のもとで性格の違う私的な存在に公益性の発揮を義務付けることは、本来一定の無理があると見るべきだが、あえてそれがこれらの私的な主体に可能になるとすれば、それは経営可能な範囲で公益性を尊重・発揮しようとするその態度においてということになる。「効率的で安定的な経営」と「公益性の発揮」との結合、これが「望ましい林業構造」とされる由縁である。基本法の踏まえる論理構造はそういうものになっており、基本計画もまたそれを期待するものとなることが考えられる。そこから経営基盤の強化を図るために融資や税制上の措置などを講ずる一方、機能区分に適う長期の管理を確保するために、計画の立案、提出、遵守を迫るのである。

しかし、私達は今日の日本経済全体の動向、特にグローバリズムの放任と林業経営のかかえる深刻な困難を考えたとき、このような経営基盤の強化策がせいぜい経営の彌縫的強化にはなっても、期待されるような公益的な機能の増進にまではつながらないで終わる可能性が濃いと懸念している。また、心から歓迎すべき育成複層林施設などの拡大は、経営的立場からすれば、一般的には単層林施設と比べて有利になる側面をもちつつも、抜倒時の受け索の設置、団地化や高密度路線網など、困難な問題を内包しているために、現状では非効率ととられて採用されない可能性も強く、育成複層林施設の拡大を望みながらも、計画が作文で終わるのではないかと心配するのである。それゆえに、「効率的で安定的な経営」が「公益性を発揮する」よう期待するのは当然として、里山地域に多い「効率的で安定的な経営」を目指すことができない圧倒的多数の零細・小規模森林所有者、林家などには「効率的で安定的な経営」という条件なしでも「公益性を発揮できる」ような仕組みを作っていくことが大切だと考えるのである。その一つが冒頭部分で述べたような、労働・技術を結集した施設・管理受託N P Oの登場と支援である。

(2) もう一つの問題は、公益的機能の重視を言いながら、経済面での手法としては、相変わらず、補助金や債務保証などあくまで生産=所得という経営上のラインを通じての刺激、つまり従前のカップリング政策の踏襲だけで終わっていることである。水土の保全、生態系の維持、炭素の蓄積、気候の緩和など公益的な機能は、周知のようにその受益者が不特定多数にわたり、個々に受益内容を確定することもできず、通常の市場メカニズムを通じて、その保全や負担を図ることが難しいことから外部経済の範疇でとらえられている。外部経済の範疇に入る公益的機能を保全していくには、

私たゞ国民森林会議は、森林改革の山林の権限を離し、その権限の最大の基礎を森林生産活動の中心に見出しながら、林業の今日本の山林の権限を離し、公益的機能を高め、公益的機能を高め、健全な森林資源を育成する目的、将来の林政、即ち生産を轉化して公益性を確保する所要費を算出する。しかし森林資源が育成する目的、生産の林政、即ち生産を轉化して公益性を確保する所要費を算出する。しかし森林資源が育成する目的、生産の林政、即ち生産を轉化して公益性を確保する所要費を算出する。

2. 算理主体和社会关系的输出

○ 1970년 12월 11일 경기도 고양시 일산동에 거주하는 김모(55세)는

乙の上に森林資源管理の要務を、林業の促進と環境保全意識の育成と2つに今日の要因に基づいて、森林資源第一問題を主とした森林政策、乙の公益性を重視する森林管理の立場を示す、东北地区的社会問題の管理体制及び組織の社会的役割の提出、即ち一貫で意見出し、NPO等の力による対応

劉祖慶之藏少奇多之書亦多于藏者甚矣。

二つの相異なる傾向の共存

大語言的基本的方針獨立地於多樣的文化。

は別個に公益機能の確保の責任が公的に追求されることになるのである。

3. 森林分野のデカップリング

デカップリングについても説明を加えておきたい。ヨーロッパでは、生産が過剰になり、従来のような価格保障の形での支援を断念する必要が生じ、それに代わり直接所得保障をすることで、農業への従事や村落での生活を続けてもらう政策に展開した。その際に田園のもつ歴史的文化的意味や公益的機能の保全がそのための論理として用いられた。そういう経過から、日本ではデカップリングを農業維持のための一つの方便としてとらえている向きがなくもない。しかし、ここでデカップリングという場合は、そのような方便ではなく、市場原理（あるいはグローバリズムの展開）の中では実現できなくなっている公益性について、それを保全しようとする活動に対して、広くその事業（作業）費や事業の発展に必要な経費の一部または全部を直接公的な財源などによって支援するというもので、棚田や湿地などの保護、生態系保全型農業の展開など、その適用が必要となり、またその適用を準備しつつある部面は今日様々に広がっている。

先に述べたように森林の公益的機能としては主には自然・生活環境の保全と木材生産との二つが考えられるが、この市場機能に任せていたりは実現の難しい機能の保全を目的とする活動で、しかも経営的な展開が難しい活動に対して、直接その活動費などを支払うというのが、森林分野でのデカップリングである。

4. 流域森林管理委員会

この提言では、公的に権限を付与された流域森林管理委員会による流域管理という考え方骨子になっている。そこで、これについても付言しておきたい。

民国一体で、森林の公益的機能を高度に發揮する施業を計画的に推進するという場合、それを推進する母体や財源は、概ね公益的機能と深く関わり、その受益者となる流域に求めるのが当然である。しかし、森林法にある個の森林施業計画、市町村による森林整備計画、県レベルによる地域森林計画という形では、流域の連携は難しいだろう。流域を焦点とした民国の連携も、農水省と環境省の連携も、流域ごとの資料集計さえもほとんどされていない現状では難しい。その現状を開拓していくための手立てをどこに求めるかという問題に答える必要があるが、それも法案審議段階を含め見えていい。

この提言では、詳しくは述べていないが、流域管理システムの具体化のためには、流域の内部をつないだり、行政区域や事業体の事業区域を越えたりする力が働く必要があると考え、それをNPOに求めている。市町村や森林組合などには「つなぐ力」や「超える力」は大して働かない代わりにNPOは、もともとネットワークを組むことで事業を展開するものだからである。また、水や森林・木材など「公益機能」をテーマに各種NPOが地域レベルで事業を広く展開していくこと、そしてその中でさまざまなセクション間の相互連携が強化されていくことが、地域やその総合化である流域の森林管理委員会を生み出す母体、あるいはその準備となると考えるからである。

I 総論的意見

個々の問題で私達の意見を述べる前に、森林・林業基本法から基本計画の審議に至る一連の経過全体（以下「新しい林政」という）を通観しての意見を述べておきたい。これは今次の基本計画策定に向

ものとして一定の公益的機能や公益性を認めてきた。しかし、今日では森林や河川など環境の公益的機能を保全するには、私的経営などに対しても公的な規制、管理、支援が必要であると広く認識されるようになっている。自然的環境の公益的機能については、既に私的経営とは分離されて観念されているのである。私たちは木材の生産についても同様な意味合いでその公益性を考え、保全していかなければならないと考えている。というのは、日本のように歴史的に高度な木の文化、建築技術を蓄積し、そこに大きなボリュームで地域社会や産業社会を育成してきた伝統のあるところでは、森林の木材生産機能は、全体として個々の構成要素の持つ私的な性格を超えて、人々にとって保全すべき一つの重要な社会的環境となっていると考えられる。特に炭素の蓄積が重視される今日、木材の生産はその公益的性格を強めていると考えるべきであろう。良質の木材が街に運ばれ、例えば杉を対象とした計算では100年以上持つ良質な住宅などにストックされるのならば、炭素蓄積機能が顕著に増大すると考えられるからである。

ところが、従来、木材の生産は、言葉の上では公益的機能の一つに数えられながらも、それが先述したような予定調和的観念と結びついての展開であったために、実態的には私的経営に任される部分が多くかった。そのために、いくつかの問題が生じることになった。その一つは、他の公益的機能と対立する側面が強くなっていることである。いろいろな要因から山村経済や個々の経営が厳しくなると、補助金への依存度が高くなり、一部ではあっても環境的に見て問題の大きな造林が機械的に進められていいくことにもなり、現実には他の公益的機能との調整が難しくなる面が生じたのである。

もう一つは、国産材や地域産材供給の不足が生じていることである。木材生産に対する公的支援は、これまでもっぱら林家、森林組合、林業事業体という私的経営への支援という形をとってきたが、市況が低迷して利益が出にくくなつてからは、生産に勢いがなくなり、今日では品数・材質・寸法などの面で国民の需要に応えられない状況となっているのである。

そこで、この木材生産機能についても、予定調和的観点とは別の新しい視点からの政策支援が必要となっていると考える。一つは環境保全と両立する施業への転換であり、もう一つは公的な支援を生産供給過程に入れることである。ここでも従来のような経営体への支援だけでは、支援が経営体に吸収される部分が大きくなり、機能の直接的な保全という点では非効率的になることを考えなければならない。ここでも注目すべきなのは、そこで事業を組む特定NPOなどである。再生可能な循環型素材としての木材、木材の長期的な利用を可能とする伝統的建築技術などに着目し、そこに新しい木造建築文化や地域流域の循環を志向する、「近くの山の木で家を建てる運動」や「木の建築」、その他各種の産直運動など、NPOの運動である。特に、これらの運動が、国産材の利用希望者と山とを直結する機能をもっていること、以前のような工務店や建築家レベルの展開を超えてずっと大きな全国組織を形成しつつあること、また現在の、杉檜ばかりの林業や災害に弱い森作りなどに疑問を持ちながらも、資源圧の高くなっている杉の利用を引き受け、それを通じて新しい森の創造と再生を展望するなど、今後の森林の展開を図っていく上で重要な意志と技術を蓄えつつあることに注意しなければならない。林政がこれらのもつ可能性を評価し、そこに政策的な展開を図っていくべきだと考える。その他、林業生産から離れようとする林業資本に対して、それを思いとどまらせ、基金など地域社会の力で支えようとする地域コミュニティに対する支援が必要である。

木材（あるいは国産材、地域産材）生産供給機能を公益的機能の一つとして位置づけるならば、その維持と確保の責任を公的な形で指定する必要が生じ、最終的には政府の責任となる。そのような論理関係を明確にすることが大切である。そうすれば、自給率の明示、あるいは計画的な供給の確保は、基本計画の中で明示すべき数字となる。個々の生産が私的経営の下に進められるとしても、それと

いうものであるから、基本的に社会や地域のコミュニティと結合しその支持の下に展開するという特性、あるいは事業の一部に一定の自立性をもつとしても、デカップリングなど社会的支援がないと発展が難しいという特性をもつ。他方、企業が私的な利潤の獲得を目的として、採算性を基準としつつ、資本を増強しながら事業規模を拡大していくのに対して、ここで対象とするNPOは市場経済の下では実現の難しい公共性や公益性の実現を目的として、固有の技術や能力を核に、相互に自発的なネットワークを組み、それを通じて事業規模を大きくしていくという特性をもつ。

従来NPOは都市の市民社会を基盤とする新しい組織体というイメージでとらえられてきたが、このような定義に立つ限りもともと、既存の組織の一部、例えば労働組合や協同組合の一部もその現実の様態によっては包含しうる概念であり、村社会の中でそのコミュニティを保全しあるいは発展させるために創出されるさまざまな組織も内容によっては包含しうる概念なのである。また、その構成員の中に経営体が参加していても、展開される事業全体がNPOの内容に合致するものであるならば、そのような複合的形態も包含するものとなる。ここではそのような意味合いで使っていることを断つておきたい。

森林組合は、企業的な性格を持つものとして措定されているが、その多くが現在では利益らしい利益も上げられないまま、公的な支援を受けて、森林の保全にかかわるさまざまな作業を実施している。村人の集まりでもあるために地域コミュニティの要請に応える機能が現実には働くのである。その意味では、実態として見る限りNPOに近づいているとも言える。しかし、特に今後改廃が予想される森林組合の中から、労働と技術が結集して、森林の公益的機能の発揮を目的に、公益的な機能の保全とかかわる施業や管理を自発的に請け負う組織体が誕生すれば、それはもう立派なNPOというべきである。

このような施業・管理受託NPOについて、その作業（施業）に直接公的な支援が向けられていいく場合は、これまでの森林組合単位の施業補助、施業委託、さらには森林・林業基本法で考えているような権利関係の変更を伴う経営の委託、管理権の移行などとは違って、所有者の同意も得やすく、よりスムーズで効率的な実施が可能になると考えられる。それを長期的な地域の森林計画に適うものにしていくためには、NPOの認定要件や公的な支援の条件の中にそれを織り込み、チェックを働かせていいけば十分であろう。そこでは、公的な支援が直接労働と技術に対してもたらされるため、林業労働者の減少を防ぐ効果も高いと考えられる。特に緊急性が求められる間伐などでは、このような施策が有効である。

ただし、NPOは長期的な管理体として措定することはできても、特にその対象が私有林の場合、その経営体として措定することについては一定の困難がともなう。もともとNPOは市場原理の下で実現しにくくなっている公益性の発揮を使命とする性格をもつために経営的な視点での長期的な森林経営にはなじまないからである。あるいは、経営的な管理が可能であるならば、NPOとして展開する必要性は余りなくなるからである。したがって、今後、流域森林の計画的管理の中心となることが期待される流域森林管理委員会との関係も含めて考えるならば、森林組合と森林NPOと流域森林管理委員会が各自その特性を活かしつつ連携をとって森林施業、森林管理、森林経営を行っていくこととなる。

2. 公益の概念

次にここで用いている「公益的機能」や「公益性」の概念についても若干の説明を加えておきたい。従来、私的な目的で行われる経営や生産に対しても、予定調和的に、アприオリに、それに随伴する

分野では、概ね機能の種類に応じて分類し、各機能に専用の林地を指定することができる。また機能を高度に発揮するためにはその手法が必要である。そしてこれらの機能は今後需要が益々増大すると見込まれるから、ゆとりを見て十二分に林地を確保しておくべきであろう。

けれども、「水土保全林」の中の水源涵養林や木材生産が主目的の「資源循環利用林」は、望ましい森林の姿の許容幅が広い分野に属する。そこでゾーニングに関わって特に要望しておきたいのは、水源涵養機能の扱い方である。現在も相当面積の人工林が水源涵養保安林に指定されている。施業上は制限林になっているが、規制は森林所有者に強い拘束感を与えるほどのものではない。ここでは普通林とさほど変わらない施業が実行され、従って木材を産出している。ところで種々のデーターから推計すると、全国の森林（及び農地）から1年間に流れ出る河川水の量は年間の水需要量を遥かに上回っており、この水の需給バランスが将来逼迫に転じるとは予想されない。下流に大都市があり流域レベルで水需給が逼迫している事例は幾つかあり、その場合は上流の森林に特別の施業を行わなければならない。しかしおしなべて見れば、水源涵養林の施業は概ね現在の程度で十分であり、あえて「資源循環利用林」との間で施業基準を峻別する必要はないと考える。ゾーニングを行うのであれば、この両者はダブルユースの森林と位置づけるのが現実に適うのではなかろうか。

(3) 地域の意向重視

第三に、ゾーニングの対象は大部分が私有林で、所有者の家計や地域の社会経済事情を反映した存在であることを忘れてはならない。機能別面積の数字にこだわりこれをトップダウンの形でおろす手法では、県や市町村レベルでは単に数字の辻褄合わせに終わって実効を発揮せず、森林所有者からは不信と反発を買うことになりかねない。

現在の林政の緊急課題は、森林経営の担い手構造を確立して施業の放棄や粗放化を防ぐことであり、また中期的な重要課題は、育成单層林から育成複層林への転換をスムーズに実現することであろう。ゾーニングの目的の一つは、森林の機能に対する国民の理解を深めることにあると推察するが、却って誤った認識を固着させる結果になる恐れなしとしない。

結論として、われわれは3区分のゾーニングの政策効果については懐疑的である。とはいへ、策定作業が進行中の計画数字をこの段階で大幅に改定することは困難かもしれない。ゾーニングを実施するのであれば、弾力的な取り扱いを希望する。そして今後は県や市町村との間で十分にフィードバックを行い、計画見直しの時期には再調整に取り組んでもらいたい。とくに、公益的機能の大多数は供給と受益が地域ないし流域内で完結する性質のものである。この点に照らしても、地方の意向を十分尊重し協議することが大切と考える。

[第二部 新しい視点にたった中長期的展望]

1. NPOと森林管理

この提言では、NPOが重要な役割を負う。そこでここで言うNPOの意味内容について若干の説明を加えておきたい。周知のように、NPOは、「非営利組織（事業体）」と翻訳され、いろいろな事業形態があるが、市場経済では実現の難しい、公共性、外部経済性などの実現を目的に自発的に事業単位に組織されることも多い。ここではそのようなNPOを主な対象としている。NPOでは自発性をその重要な特徴とするが、しかしボランティアとは違って、自らが事業主体となり社会的な契約の下に一定の責任を負いつつ、また幅はあるが、ある程度日常的業務として事業を展開していく。そう

ビジョンを打ち出し、実体の上でも関係者の意識の上でも、「経営」から「所有」の残渣を払拭するような指導を行うべきである。

(3) 長期経営委託を目指して

これに対し、個々の森林作業に関しては、森林組合や素材業者による業務の受託実施の事例は既に随所に見られる。また最近は、森林組合作業班の高齢化に伴って、Uターン・Iターン者が中心の新規の受託事業体が進出し定着した事例もある。これらの事業体には、NPO的意識に基づいて活動している例も少なくない。これに反して、所有と経営との分離という内実を伴う長期経営委託や信託の事例は、今のところ極めて少ない。しかし「新しい林政」が目指す経営構造の改革を三位一体で実行するためには、受託経営体を量・質両面で拡充することが是非とも必要である。受託経営が確立すれば、前者の受託事業体はその作業実行組織という地位を得ることになるだろう。

現状では、家産意識の強い森林所有者に対して経営権を他に移譲するように指導・説得するのは、かなりエネルギーを要する仕事かもしれない。けれども、所有者側に意識改革を求めるだけでなく、森林組合など地域に根ざした経営体が意識と業務実行との両面で体制を整え、所有者の信頼を得るよう努めすれば、三位一体のもとで軌道に乗せることは可能であろう。

林政審議会報告で「施業」と「経営」が曖昧に併記されているせいか、「新しい林政」の展開方向では、「林業事業体」とは個々の森林作業を隨時に委託実施する主体と位置づけられ、長期経営委託や信託の推進は等閑に付されているような印象を受ける。「基本計画」の中で、今後の森林整備に当たっては、担い手としてまず受託経営体の確立・推進を目指すという決意を明確に宣言して欲しい。

3. 森林のゾーニング（機能区分）について

「新しい林政」では、森林整備に向けた施業の在り方を記述する際の前提として、全国の森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源循環利用林」の3種類にゾーニングし、政府がそれぞれの総面積を定め、これを地域森林計画や市町村森林整備計画において、末端では全ての林地をいずれかに色分けすることをもくろんでいる。しかし、このゾーニングに関しては、いくつかの問題を指摘せざるを得ない。

(1) 望まし森林資源の姿とは

第一に、林政審議会報告はこの問題について、「全ての森林が多面的な機能を有し、要請される機能を高度に発揮するように整備を進める」という認識から出発している。ところが「新しい林政」では、その結論として上記3区別に整備対象面積を示し、これが望ましい森林資源の姿だとしている。この結論に至るまでの理論と実態分析の過程が外部からはわかりにくい。

(2) ダブルユースの森林

第二に、全ての森林をいずれか一つの区分に当てはめ、区分に対応した施業基準を一律に適用するという方針には無理がある。二つの理由を指摘しておく。

- ① それぞれの公益的機能に対する国民のニーズの大小は、社会環境によって変化する。
- ② ある機能の発揮のために要請される森林の姿にはそれぞれ許容幅があり、許容幅は機能の種類によって広狭さまざまである。許容幅の広い機能同士の間では、当然ダブルユース・マルティプルユースの森林の姿が存在する。

各種公益的機能のうち、例えば山地防災、レクリエーション利用、学校・社会教育団体・ボランティアへのフィールドの提供、景観保全、自然保護など、「森林と人との共生林」として括られる

2. 新しい森林施業の担い手について

(1) 団地施業の持続性

さて皆伐・一斉林の場合は、森林管理の適正規模を具体的にイメージすることは難しい。しかし択伐林ないし育成複層林の場合は、技術者が林木と労働力を統括して森林作業を組み立てる際に目配りできる範囲の団地という形で、比較的明確に管理の単位をイメージできることになる。その広がりは、地形等の条件によって異なりはするが、30～50haと考えてよからう。林野庁は、今回森林計画制度を改正して新たに属地的性格の強い森林施業計画の制度を発足させる方針のようだが、その際の計画編成単位の基準もこの数字と合致する。

けれども民有林における現実の林地の所有規模は、概してこの数字より小さい。従ってこれを適正規模に向けて再編成し、育成複層林の施業にとって不可欠の前提である団地を形成すること、換言すれば新たな視点に基づく林業経営構造の改善が重要な課題となる。

再編成の方策としては、まず林地所有そのものの合体ないし兼併という方法が挙げられる。けれども、森林所有者の経営離れが顕著な現状ではあるが、土地所有に対する執着は依然強固であり、政策の都合で簡単に動かせる社会情勢ではない。そこで、所有には手をつけず経営ないし施業だけを合体する方策が模索されることになる。

団地施業を実現するための最もゆるい形態は、団地に関係する所有者相互間で施業実施協定を締結するなどの方法である。この在り方は森林法でも認められ、制度化されている。しかしこの種の協定では経営権の帰属が明確でなく、所有者の中のリーダーの個人的な掌握力だけに依存しているケースが多い。森林組合その他の事業体が関わりを持とうとしても、個々の所有者との契約に依存するほかなく、しばしば施業全般の計画的で円滑な実施に差し支えが生じる。育成複層林への転換を推進するには、団地施業が的確に持続的に実行できるような責任主体、すなわち「担い手」の確立・育成が求められるのである。

(2) 三位一体の構造確立

他方、現在の危機の一つの側面である森林所有者の森林・林業離れの傾向に対処する手段として、「新しい林政」は、森林組合などの事業体に所有者が施業・経営を委託する方向を推進しようとしている。それを促進するために、森林法の改正により、施業・経営の受託者も森林施業計画の編成主体になれるという措置がとられる。これにより、今後、受託経営者は契約に基づき権限をもって施業の実施に当たりうるようになる。そこで、わけても森林組合が新制度を活用し、意欲に乏しい森林所有者から施業・経営の受託という形で広く林地を集め、適正な団地に分けて森林施業計画を樹て事業を実行する、という姿の担い手ビジョンが描かれるのである。森林施業計画の新制度には属人の施業計画を廃止した点などに疑問は残るが、これによって育成複層林施業への転換、団地単位の森林施業計画の編成、森林組合等による施業・経営の受託実施、という三位一体の構造が完成するわけである。われわれはその意味で「新しい林政」のビジョンを高く評価する。

ただ、林政審議会報告では「施業・経営の引き受け手になる林業事業体や林業経営体の育成・確保を図る」とあり、施業（われわれのいう個々の森林作業）と経営（持続的な活動体）とを単純に併記している点は、懸念が残る。森林の整備を上記三位一体の姿で成し遂げるためには、安定した受託経営体が必要である。その上で、例えば次のような経営体制をとることが考えられる。委託に出した森林所有者は長期間にわたり所有地やその上に生えている林木の取り扱いの一切を経営体に委任し、受託者は経営権に基づき自らの計画に従って事業を行い、施業団地に相当する経営区ごとに事業成果を毎年計算して剩余が出れば委託者に配当する。すなわち、所有と経営との完全分離の

エーション・青少年教育など、人が五感を通じて触れ合う分野で森林の在り様に対するニーズが強まるに伴い、望ましい林相と在来の一斎林との間におけるトレードオフの関係が強く意識されるようになった。

ところで、近年木材市況が低迷を続け再造林が困難な状況の中で、森林所有者の間では主伐を手控え伐採を繰り延べる傾向が顕著である。その半面、間伐の必要性に対する理解が行きわたり、間伐に対してはかなり積極的な姿勢が見られる。一般論としてはこれは所有者にとっては不幸な自体であるが、政策的に育成複層林への転換を指導する上では、この事態は好機でもある。

育成複層林施業が貫徹すれば、林学でいう択伐林に近い林相が現出すると見られる。木材生産が基本目的の人工林であっても、異齢の林木が混交し要所に広葉樹も交えた林相が當時一定の姿で保たれる択伐林が、一斎林に代わって登場することになれば、上記のトレードオフの関係は大幅に緩和され、木材と公益的機能の両方を豊かに複合的に供給することができるようになるだろう。

なお木材産出の視点から見ても、択伐林の年平均成長量は一斎林に比べて引けをとらないし、そのうえ次のような利点がある。

- ① 林木は高齢になっても成長が衰えないから、森林内では大径木が増えて高蓄積になり、しかも面積あたり年平均成長量は結構大きい。
- ② 森林は諸害に強く健全であり、また林地が露出しないから森林土壤が保全される。
- ③ 必要に応じ広葉樹などを混交させても、伐出・販売の際の不利益はあまり生じない。

(3) 施業転換の主体的条件の充足

以上択伐林の長所を述べたが、その半面、択伐林の施業では、技能と経験を有する技術者が絶えず森林を見回って個々の林木の生育状況を把握し、異齢の林木の配置状況を踏まえて伐採木を選ぶのが基本である。その過程では、多様な労働をきめ細かく投入せねばならない。

このような施業のシステムは、作業の在り方が末端までマニュアル化した一斎林の施業とは著しく異なる。そこで択伐林を持続させるには、物的条件・人的条件の整備が必要になる。物的条件としては、何よりも濃密な林道・作業道網の設置が必要である。他方人的条件としては、必要な作業を臨機応変に発見し統括・実行できるような技術者（フォレスター）の存在が不可欠である。

日本の林業界では、最近まで林道密度は極端に低かったし、また技術者を育てる関心が薄く、それゆえに択伐は頭から実行不可能な理想論とみなされがちだった。しかし、その導入を可能にする技術的条件と社会的条件は、次第に整いつつある。

しかし森林所有者自身の主体的条件はまだ熟しているとはいえない。所有者はこれまで自己の森林を、生産基盤と認識するよりは不時の必要に応じ容易に切り売りできる家産と認識する傾向が強かった。皆伐・一斎林であれば、このような認識で一時家産を減らしても、回復するのにさほどの技術的困難はなかった。けれども択伐林の場合は、森林生態系の均衡に依存して成立し、木材生产力や公益的機能の供給力を高水準に維持している面が大きい。したがって、外部要因によって恣意的な伐採が行われ森林生態系が損なわれると、森林の各種機能は致命的なダメージを受ける。そのような事態を招かぬように所有者は、家産保持的性向を払拭し、持続的経営を旨とする経営者精神を身につける必要がある。このような自己改革を行うことが、所有者側の主体的条件を充足することにはかならない。このことは第一に所有者自身の心構えの問題ではあるが、政府としては、それを支援するために、相続税賦課方式の改正など、適切な政策を積極的に打ち出すことが望まれる。

機能に着眼したデカップリングの導入や、これに照応した森林N P Oなどの新たな管理主体の創出が、どうしても必要になる。

こうした観点から、グローバリズムについての国際的調整、デカップリングや流域の上下における各種N P Oなど、創出すべき新しい社会的条件の中から解決を考える立場での提言となる。

(注) 市場取引を通じて供給される多くの財も人々の福祉の向上に寄与するわけだから、やはり「公益」に適っている。その意味では、森林の木材産出も「公益的機能」の一環である。問題になっているのは、環境等に関わる無形の福祉効果であり、その特質は非市場財という点である。従って、非市場財だけを「公益的機能」と称することには若干の抵抗を感じるが、ここでは取り敢えず関係文書の用語に従っておく。

[第一部 新たな森林整備への提言]

森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保、を3つの柱としている。従って「森林・林業基本計画」もこれに沿った体系になるとと思われる。但し、個々では全体にわたり満遍なく目配りする余裕がないので、主に森林整備のあり方にに関するコメントとする。3つの柱のうちでも、政府の指導力が最も強く影響するのはこの分野であるから。

なお資料としては、林政審議会報告「新しい林政の展開方向」及び「林政改革大綱」並びに第151通常国会における林野3法案の審議経過等（以下「新しい林政」という）を踏まえ、特に推進を望みたい点や再考を求める点を要約した。以下、便宜上3項目に分けて述べる。

1. 育成複層林施業について

(1) 現実の森林を政策の出発点に

今後の森林施業の在り方については、育成単層林施業・育成複層林施業・天然性林施業の3つに類型化し、将来は人工林の基調を育成単層林から育成複層林へ転換する方針が示されている。われわれはこの方針を強く支持し、施策の成功を期待する。

まず、人工林はいま全森林の4割を占めているが、これは明治以来先人が展開した嘗々たる造林活動の成果であり、巨大な社会資本である。ここ数年来は、育林投資の不採算や山村の労働力不足が原因してこの社会資本を活用しようとする意欲が沈滞気味だが、かかる目前の事象だけから過去の努力を白眼視するのではなく、国レベル・地方レベルで叡智を結集し、時代に合った活用の方策を検討すべきである。人工林4割・天然林6割という現実が政策の出発点であり、国民のニーズを最大限満たしうるように両者を整備することが基本課題である。とりわけ現状に鑑みると、人工林の整備と活性化が肝要である。

(2) 公益的機能に対するニーズの高まりの中で、人工林の整備方向はどうあるべきか。

まず、人工林の大部分は民有とくに私有に属することから、経営本来の目的であった木材生産を無視して特定の施業を強制することは難しい。森林所有者の意向と社会経済的環境の変化に留意しながら、ある程度の支援と規制という手段を用いて、望ましい方向へ誘導する方法が王道である。そして森林所有者の大多数は、従来は植林にしろ伐採にしろ、作業自体は単純な育成単層林（皆伐・一斉林）のくびきを脱しないで推移してきた。しかし、公益的機能、とりわけ景観保全・レクリ

「森林・林業基本計画」策定に当たっての提言

はじめに

去る6月の「森林・林業基本法」の成立公布を受け、政府では施策の具体的方針を盛込んだ「森林・林業基本計画」の策定に取り組み、来る10月下旬には閣議において正式決定する予定と聞く。いうまでもなく、基本法は(ア)林業に関わって生きる人々の生活環境を支えて生産的労働に携わる意欲を高め、延いては農山村社会の安定に寄与するとともに、(イ)森林を主要要素とする自然環境が直接にもたらす種々の公益的機能(注)に対する国民全般の関心に応え、それらの持続的発揮を保障することが使命である。今回の「基本計画」についても、この基本法の使命を堅持して策定に当たられることを熱望する。

他方、我が国の森林・林業は、経営・経済レベルで見ても近年空洞化が進んで、もはや危機的状況にあり、関係者の間では絶望感すら漂っている。その結果、森林がもたらす公益的機能に対する国民のニーズを充足する上でも不安感が高まり、森林に思いを寄せる人々の間では焦燥感も生じている。そういう意味で危機は重層して存在する。けれども現実には、二つの危機感の間にはかなりの心理的距離がある。それは、かつての林業と自然保護の対立と同根のものであるかもしれない。当時の対立は、両者の知識情報の不足が原因の一つであり、この点はその後における双方の情報提供の努力によってかなり克服された。けれどもそれだけでは根底的な解決といえば、森林を思う一部の人々の既存の組織に対する不信感は、かつてのように激越ではないが、抜きがたく沈潜している。

もちろんこれは、経済官庁である農林水産省が打ち出す施策だけで解決できる事柄ではあるまい。むしろ、市民レベルの多様な運動体の内部で、また運動体相互間で絶えず真剣な対話が行われ、他方政府は発信される情報を隔離することなく受容して施策の展開に際し強く心にとめる、という関係をつくることが大切である。国民森林会議は、過去20年間、及ばずながらその一役を果たすことを心がけ、政府に対して提言し、また広く市民に向かって語りかけてきた。

この状況に即して、今回の提言は二部構成の形で取りまとめた。

第一部は、「新しい林政」の枠組みとして「基本計画」に盛込まれるであろう施策の力点の置き方についての提言である。この提言の前提となるわれわれの現状認識を要約すると、次の三点となる。

- (1) 現在と近い将来の緊急課題として、成熟過程にある人工林の間伐作業が行われず、そのため当該森林が健全に育たなくなる恐れが大きい。
- (2) 森林経営組織が弱体化し、経営そのものが放棄される事例も頻出して、森林管理の粗放化が著しく、各種の公益的機能を阻害している。
- (3) 国産材需要が伸び悩み、木材価格の低下が著しい。その半面、各種の公益的機能に対する需要が急増している。従って両者の供給のバランスを見直す必要が強まった。

これらの現状課題の解決に、的確に結びつくような政策のシフトのあり方について、提言するものである。

これに対し第二部は、より広い観点からの提言である。その視点は、次のように要約できる。現在のように市場と資本のグローバリズムが放任されている条件下では、森林の荒廃がもたらす公益的機能の低下を、経営体の再建のみによって防止することは不可能である。そこへ注入される補助や融資は経営内に吸収されてしまうから、公益的機能の回復・保全という面から見ると支援の効果は低く、甚だ非能率である。経営体に対し支援を行うとしても、それとは別に直接に森林保全の手を打つために、公益的

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）、森林法（昭和26年法律第249号）、保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第31条 審議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第32条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第33条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(林業災害による損失の補てん)

第23条 国は、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

第5章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(木材産業等の健全な発展)

第24条 国は、木材産業等が林産物の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、林業との連携の推進、流通及び加工の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の利用の促進)

第25条 国は、林産物の適切な利用の促進に資するため、林産物の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、林産物の新たな需要の開拓、建物及び工作物における木材の使用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の輸入に関する措置)

第26条 国は、林産物につき、森林の有する多面的機能の持続的な發揮に配慮しつつ適正な輸入を確保するための国際的な連携に努めるとともに、林産物の輸入によってこれと競争関係にある林産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

第6章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)

第27条 国及び地方公共団体は、森林及び林業に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

(団体の再編整備)

第28条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、森林及び林業に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第7章 林政審議会

(設 置)

第29条 農林水産省に、林政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(権 限)

第30条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

(山村地域における定住の促進)

第15条 国は、森林の適正な整備及び保全を図るために、森林所有者等が山村地域に生活することが重要であることにかんがみ、地域特産物の生産及び販売等を通じた産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備その他の山村地域における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(国民等の自発的な活動の促進)

第16条 国は、国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動が促進されるように、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(都市と山村の交流等)

第17条 国は、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な協調及び貢献)

第18条 国は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、森林の整備及び保全に関する準則等の整備に向けた取組のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(望ましい林業構造の確立)

第19条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第20条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(林業労働に関する施策)

第21条 国は、林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保を図るため、就業の促進、雇用の安定、労働条件の改善、社会保障の拡充、職業訓練の事業の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(林業生産組織の活動の促進)

第22条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

- 一 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針
 - 二 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
 - 三 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第二号に掲げる森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標は、森林の整備及び保全並びに林業及び木材産業等の事業活動並びに林産物の消費に関する指針として、森林所有者等その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 基本計画のうち森林に関する施策に係る部分については、環境の保全に関する国的基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 政府は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(森林の整備の推進)

- 第12条 国は、森林の適正な整備を推進するため、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進、これらの森林の施業を効率的に行うための林道の整備、優良種苗の確保その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地・域における等の活動を確保するための支援を行うものとする。

(森林の保全の確保)

- 第13条 国は、森林の適正な保全を図るため、土地の形質の変更その他の森林の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制、災害による土砂の崩壊の防止及びその復旧のための森林土木事業の推進、森林病害虫の駆除及びそのまん延の防止その他必要な施策を講ずるものとする。

(技術の開発及び普及)

- 第14条 国は、森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るために、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた森林及び林業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(国有林野の管理及び経営の事業)

第5条 国は、基本理念にのつとり、国有林野の管理及び経営の事業について、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを旨として、その適切かつ効率的な運営を行うものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第7条 政府は、森林及び林業に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、森林及び林業に関する施策を講ずるに当たっては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならぬ。

(林業従事者等の努力の支援)

第8条 国及び地方公共団体は、森林及び林業に関する施策を講ずるに当たっては、林業従事者、森林及び林業に関する団体並びに木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(森林所有者等の責務)

第9条 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者（以下「森林所有者等」という。）は、基本理念にのつとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。

(森林及び林業の動向に関する年次報告等)

第10条 政府は、毎年、国会に、森林及び林業の動向並びに政府が森林及び林業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る森林及び林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、林政審議会の意見を聽かなければならない。

第2章 森林・林業基本計画

第11条 政府は、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

森林・林業基本法

目 次

- 第1章 総則（第1条～第10条）
- 第2章 森林・林業基本計画（第11条）
- 第3章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策（第12条～第18条）
- 第4章 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策（第19条～第23条）
- 第5章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策（第24条～第26条）
- 第6章 行政機関及び団体（第27条・第28条）
- 第7章 林政審議会（第29条～第33条）

第1章 総 则

（目的）

第1条 この法律は、森林及び林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（森林の有する多面的機能の発揮）

第2条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。
2 森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならない。

（林業の持続的かつ健全な発展）

第3条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。
2 林業の持続的かつ健全な発展に当たっては、林産物の適切な供給及び利用の確保が重要であることにかんがみ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して林産物が供給されるとともに、森林及び林業に関する国民の理解を深めつつ、林産物の利用の促進が図られなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前二条に定める森林及び林業に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、森林及び林業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

森林の未来を憂えて

—国民森林会議設立趣意書—

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の中文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまさに暗いといわねばなりません。

このような現実を見過ごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られています。

一、二世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどうのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかる人びどによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その想い手を失う日が近いのではないかでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びど、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしようか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2001年秋季号

第78号

■発行 2001年10月1日

■発行責任者 半田良一

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(税込)

(年額3,000円)